

令和5年度  
医学・歯学教育指導者のための  
ワークショップ記録集  
(歯学)

(令和5年7月26日開催)

文部科学省高等教育局医学教育課 編集

# 目 次

実施要綱	1
------	---

## 開会

開会挨拶	7
------	---

来賓挨拶	8
------	---

## 文部科学省説明

医学・歯学教育等の動向について	9
-----------------	---

## 厚生労働省説明

共用試験の公的化に向けた今後の検討について	36
-----------------------	----

歯学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂に関する調査研究チームから、令和4年度改訂版コアカリ報告	44
--	----

イントロダクション	58
-----------	----

## グループ別セッション

グループ別名簿	69
---------	----

全体報告会	70
-------	----

## 閉会

閉会挨拶	98
------	----

## 令和5年度 医学・歯学教育指導者のためのワークショップ実施要綱

### 1 趣 旨：

平成13年3月に医学・歯学教育モデル・コア・カリキュラム（以下、「コアカリ」という。）を含む「21世紀における医学・歯学教育の改善方策について」が報告された。これを受け、医学・歯学教育改革の確実な定着を図るため、平成17年から毎年ワークショップを開催し、各医科大学（医学部）及び歯科大学（歯学部）の教育指導者が直面する具体的な課題について議論してきた。また、令和4年11月に医学・歯学コアカリ改訂版が公表され、令和6年度入学者からの導入に向けて周知が行われている。また、共用試験の公的化を踏まえ各大学においては診療参加型臨床実習のさらなる充実が進められているところである。

上記の経緯を踏まえ、今年度は、別紙のとおり、医学では4つ、歯学では3つのテーマについて議論を行う。

### 2 主 催：文部科学省

### 3 協 力：公益財団法人医学教育振興財団、一般社団法人 全国医学部長病院長会議、 国公立大学歯学部長会議、一般社団法人日本私立歯科大学協会、 公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構、一般社団法人日本医学教育評価機構 一般社団法人日本医学教育学会、一般社団法人日本歯科医学教育学会

### 4 日 時：令和5年7月26日（水）ハイブリッド形式

（医学）9:30～13:30 （歯学）14:30～17:40

※グループワークは対面参加者ならびにオンライン参加者でわけて実施します

### 5 場 所：東京慈恵会医科大学 1号館5階講堂（東京都港区西新橋3丁目25番8号） およびオンライン（Zoom）会場

### 6 対象者：医科・歯科大学の学長、医学部長、歯学部長

※各大学上記原則1名（教務責任者も可）

### 7 プログラム

#### 【医学】

#### (1) 開 会（9:30～9:40）

〔開会挨拶〕 文部科学省高等教育局医学教育課長

俵 幸嗣

〔来賓挨拶〕 厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長

錦 泰司

#### (2) 文部科学省説明（9:40～9:50）

「医学・歯学教育等の動向について」

文部科学省高等教育局医学教育課企画官

堀岡 伸彦

#### (3) 厚生労働省説明（9:50～10:00）

「シームレスな医師養成について」

厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室臨床研修指導官

出雲 はる奈

#### (4) 医学教育モデル・コア・カリキュラム改訂等に関する調査研究チーム令和4年度報告 令和4年度改訂版コアカリ報告（10:00～10:10）

医学教育モデル・コア・カリキュラム改訂等に関する調査研究チーム座長

小西 靖彦

- (5) イン트로ダクション (10:10~10:25)  
名古屋大学総合医学教育センター教授 錦織 宏
- 休憩・移動 (10:25~10:35) ————
- (6) グループ別セッション (10:35~13:25)  
■グループ討議 (10:35~11:35)  
————休憩・移動 (11:35~11:45) ————  
■全体報告会 (11:45~13:25)  
コーディネーター 北海道大学医学研究院教授 高橋 誠  
熊本大学病院長 馬場 秀夫  
秋田大学大学院医学系研究科教授 長谷川 仁志  
聖マリアンナ医科大学医学教育研究主任教授 伊野 美幸
- (7) 閉 会 (13:25~13:30)  
[閉会挨拶] 公益財団法人医学教育振興財団理事長 小川 秀興
- 【歯学】**
- (1) 開 会 (14:30~14:40)  
[開会挨拶] 文部科学省高等教育局医学教育課長 俵 幸嗣  
[来賓挨拶] 厚生労働省医政局歯科保健課長 小椋 正之
- (2) 文部科学省説明 (14:40~14:45)  
「医学・歯学教育等の動向について」  
文部科学省高等教育局医学教育課企画官 堀岡 伸彦
- (3) 厚生労働省説明 (14:45~14:50)  
「共用試験の公的化に向けた今後の検討について」  
厚生労働省医政局歯科保健課課長補佐 大坪 真実
- (4) 歯学教育モデル・コア・カリキュラム改訂等に関する調査研究チーム令和4年度報告  
令和4年度改訂版コアカリ報告 (14:50~15:00)  
歯学教育モデル・コア・カリキュラム改訂等に関する調査研究チーム座長 河野 文昭
- (5) イン트로ダクション (15:00~15:15)  
鹿児島大学大学院医歯学総合研究科教授 田口 則宏
- 休憩 (15:15~15:25) ————
- (6) グループ別セッション (15:25~17:35)  
■グループ討議 (15:25~16:25)  
————休憩 (16:25~16:35) ————  
■全体報告会 (16:35~17:35)  
コーディネーター 新潟大学歯学部歯学科 前田 健康  
鹿児島大学大学院医歯学総合研究科教授 田口 則宏
- (7) 閉 会 (17:35~17:40)  
[閉会挨拶] 日本歯科医学教育学会理事長 秋山 仁志

## 8 参加者登録

- ・参加者について、各大学原則登録は1名とします。
- ・参加については、現地参加とオンライン参加のいずれかを御回答ください。
- ・オンラインでの参加の場合も1アカウントとします（ただし、同一PCより複数名傍聴参加も可）。グループ別セッションにおいて自大学の取組を十分に御説明できる方を令和5年5月12日（金）までに以下登録フォームから御登録ください。また、グループ別セッションにおけるグループ分けの参考としますので、希望するテーマもあわせて御登録ください。

医学：<https://forms.office.com/r/miSXLQUZqi>

歯学：<https://forms.office.com/r/7h3dsEhp3S>

- ・なお、前日に開催される医学教育振興財団主催「医学教育指導者フォーラム」の参加者登録とは異なりますので、御注意いただければ幸いです。
- ・グループ別セッション以外のプログラムは、オンラインで傍聴できますので、希望がありましたら登録フォームにてご登録ください。

## 9 御参加される方へのお願い

- ・グループワークは対面形式とオンライン形式に分けて実施します。
- ・対面形式の場合はグループ討議の会場は1号館8階演習室になります。
- ・オンライン形式の場合のグループ討議はブレイクアウトルームにて実施します。
- ・御参加される方は、グループ別セッションにおける議論が充実するよう、予め関連資料をお読みいただければ幸いです。各種資料は、文部科学省ホームページにも掲載しております。

（参考 URL）[https://stg.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/iryuu/1324090.htm](https://stg.mext.go.jp/a_menu/koutou/iryuu/1324090.htm)

## 10 その他

- ・後日、全大学及び御参加される方へ事前アンケートを送付いたしますので、御協力をお願いいたします。
- ・発表や質疑応答の発言内容、グループ別セッションの成果物及び事前アンケートの結果については、出席者等に事前確認の上、後日文部科学省ホームページに掲載する予定ですので、あらかじめ御了承ください。
- ・クールビズ期間中となりますので、上着、ネクタイの着用は不要です。

## セッションの進め方（医学・歯学）

### (1) グループ討議

- ・ 4～6 名を 1 グループとし、割り当てられたテーマについてグループ討議を行う。
- ・ 各グループにそれぞれ 1 名モデレーターが参加する。
- ・ 各グループは担当テーマについて、【議論して欲しいこと（例）】ごとにそれぞれスライド 1～4 枚程度にまとめる。
- ・ 各テーマの課題には、他のテーマの課題と重なる部分もあり得る。
- ・ グループ討議は、対面参加とオンライン参加とに分けて実施をする。

### (2) 全体報告会

- ・ 各グループから、作成したスライドに基づき、グループ討議の成果を発表する。  
（医学：1 グループ 3 分 歯学：1 グループ 5 分）。

## グループ別セッションテーマ（医学）

### テーマ1：大学における令和4年度改訂版コアカリの活用について

「未来の社会や地域を見据え、多様な場や人をつなぎ活躍できる医療人の養成」をキャッチフレーズとした令和4年度改訂版コアカリが公開され、令和6年度入学者からの導入に向けて令和5年度は周知期間となっている。

令和4年度改訂版コアカリ活用に向けた現場での課題や対応策について、共有するとともに議論を行う。

### テーマ2：働き方改革と教育・研究の両立について

医師に対する働き方改革として、改正労働基準法に基づき令和6年4月1日から医師の時間外・休日労働時間の上限規制が適用される。各医学部・大学病院の医師は労働時間の短縮等の対応が必要となる一方、教育・研究の両立が課題となる。

本テーマでは、働き方改革と各大学で教育・研究を両立させるための課題、ならびに効果的かつ効率的な実施に向けたグッドプラクティスの共有を行い議論する。

### テーマ3：OSCE・CBTの公的化を踏まえた診療参加型臨床実習のさらなる充実について

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」では、令和5年度にOSCE・CBTといった共用試験を公的化するとともに、合格した学生は一定の水準が公的に担保されることから、臨床実習において医行為を行う、いわゆる”Student Doctor”を法的に位置付けることとしている。

診療参加型臨床実習をさらに推進させるために、法的な位置付けを含めた疑問点や患者同意などの課題とその改善策、臨床実習の適切な評価（形成的評価を含む）、診療参加型臨床実習をさらに充実させ、卒後臨床研修へとつなげるための、現状と課題、対応策等について議論する。

### テーマ4：医学生のメンタルヘルス支援について

新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、医学生の生活様式に大きな変化が生じた。メンタルヘルス支援や学修支援を必要とする学生が孤立化し、学生支援に繋がりがなくなっていることが懸念され、孤立感からメンタルヘルス支援を要する学生等に対する学生支援の重要性が顕在化している。ポストコロナ時代の大きく変化していく社会情勢を見据え、特にメンタルヘルス支援を必要とする学生を早期に発見し支援できる体制を整備する等の課題に対するグッドプラクティスを共有し、その対応策について議論する。

## グループ別セッションテーマ（歯学）

### テーマ1：令和4年度改訂版コアカリを踏まえた各大学におけるカリキュラム改革の課題と現状

「未来の社会や地域を見据え、多様な場や人をつなぎ活躍できる医療人の養成」をキャッチフレーズとした令和4年度改訂版コアカリが公開され、令和5年度は周知期間となっている。令和4年度改訂版コアカリ活用に向けた現場での課題や対応策について、共有するとともに議論を行う。また、周知期間中の活動のための情報収集や次期改訂の際に参考とするための情報収集を行う。

### テーマ2：研究マインドを持った歯学生養成のための教育方略について

歯学における研究活動の活性化は、歯学・医療の更なる発展を促す人材育成のために重要である。平成28年度改訂版コアカリの「A-8 科学的探究」「A-9 生涯にわたって共に学ぶ姿勢」が、令和4年度改訂版コアカリにおいても「LL：生涯にわたって共に学ぶ姿勢」「RE：科学的探究」として引き継がれ、さらに、令和4年度改訂版においては「PS：専門知識に基づいた問題解決能力」が追加された。研究活動の活性化のための課題や実態について議論を行うとともに、リサーチマインドの醸成のための方略について検討する。

### テーマ3：「診療参加型臨床実習」における同意取得及び充実させるための課題と対応策について

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」では、令和6年度に共用試験を公的化するとともに、合格した学生は一定の水準が公的に担保されることから、臨床実習において歯科医行為を行う、いわゆる Student Dentist を法的に位置付けることとしている。一方、歯学生が診療に参加する上で、患者安全への配慮を検討する必要がある。「診療参加型臨床実習」を安全に推進させるための同意取得の課題や実態について議論を行うとともに、その方略について検討する。



## 開会挨拶

文部科学省高等教育局医学教育課長

俵 幸嗣

ありがとうございます。文部科学省の医学教育課の俵です。今日はハイブリッドという形で現地、あるいはオンラインでの参加いただきまして本当にありがとうございます。また、今回の開催に当たりましては、いろいろな先生方にも協力をいただいて今回開催をすることができました。準備に協力をいただいた先生方も非常にありがとうございました。感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

今日はこの後、厚生労働省の方からは共用試験の公的化に関すること、あるいはシームレスな養成に関することについてお話があるかと思います。あと、モデル・コア・カリキュラムに関しても先生から説明をいただくことになっています。その後、グループ別セッションがありますが、それぞれの3つの課題があると思いますけども、田口先生から最初に紹介をいただいて、それぞれコーディネーターの先生方に仕切りをいただくことになっていると思います。よろしくお願いします。

文部科学省のことにしましてはこの後、堀岡企画官から説明をするようになりますので、こちらもよろしくお願いします。歯学教育に関しても今、共用試験の公的化ということに向けて取り組まれていると思いますし、またモデル・コア・カリキュラムに関してもこれに沿った形で先生方、進めていただいていると思います。今日はいろいろな形で情報交換なり、あるいは共有をいただいて今後、よりよい教育ができるように取り組んでいければと思いますので今日はよろしくお願いします。今日はありがとうございます。

## 来賓挨拶

厚生労働省医政局歯科保健課長

小椋 正之

令和5年度医学・歯学教育指導者のためのワークショップが開催されるに当たりまして、私から一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、ふだん日頃より厚生労働行政に関しまして御理解、御協力を賜っていることを、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、歯学教育につきましては卒前、卒後のシームレスな歯科医師養成に向けまして、来年度より共用試験を公的化するということになっております。厚生労働省におきましては医道審議会歯科医師分科会に歯学生共用試験部会を設置いたしまして、本年3月から共用試験の在り方につきまして検討を行い、本年6月30日には当部会の意見書を公開しています。

また、来年から歯科医師法の改正によりまして、共用試験に合格していることを臨床実習において歯科医業を行うための要件と位置づけており、それに伴いまして、今後、診療参加型臨床実習がより一層促進されるものと期待しております。

また高齢化の進展や歯科保健医療を取り巻く状況の変化を踏まえまして、厚労省では、「歯科医療提供体制等に関する検討会」において、地域における医科歯科連携をはじめとした多職種連携等も含めた歯科医療提供体制について検討を行っているところです。

今後、卒前教育におきまして歯科医師の基本的な診療能力の向上だけではなく、歯科保健医療のニーズの変化も考慮した教育の充実も重要になってくると考えています。

厚生労働省といたしましては、文部科学省とも密に連携を図りつつ、引き続き歯科医師の資質向上の観点から、卒後臨床研修につきましては概ね5年に、また、歯科医師国家試験につきましては概ね4年に一遍の見直しを行ってきています。今後も様々な観点から歯科医師の資質向上について検討していきたいと考えています。

最後になりますが、本ワークショップが、本日まで参加の皆様方にとって実りあるものになりますようご期待申し上げますとともに、本日まで参加の皆様のご活躍とご健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

## 文部科学省説明

### 「医学・歯学教育等の動向について」

文部科学省高等教育局医学教育課企画官

堀岡 伸彦

文部科学省の医学教育課の企画官をしております，堀岡と申します。本日は，このような場でお話しさせていただく機会いただきましてありがとうございます。また，江藤先生はじめ来賓の先生方，本当に来ていただいてありがとうございます。ワークショップ，例年すごい人数が聞いていただいている医学でも 100 人以上，200 人ぐらい聞いていただいていたと聞いております。これをきっかけに，いろいろ知っていただく機会になればと思っております。

実は私，5 分ほど時間いただいている，スライドを山のようにつけているんですけど，モデル・コア・カリについては，また河野先生からすごくきちんとお話しいただきますし，シームレスの話も厚労省からお話しいただきますので，実は文科省本省が直接お話しすることはあまりないところで正直でございますので，ざっくばらんにどちらかというとその周辺情報とか，あとは少しモデル・コアから取り上げづらいテーマのところ，幾つかありますので，それについてお願いのようなことをしてお時間をあれしていただこうかなと思っております。

1 枚おめくりいただきまして，これは，これしかできないのかな。今回のモデル・コア・カリのバックボーンというところでございますけれども，これ，何度かお話しさせていただいているんであれですけれども，実は医学とかと比べてものすごく変化，歯学のほうがよほどすごい変化が起きている状態だと思っております。

例えば，この真ん中の上のグラフですけれども歯肉に所見のある者の割合というもの，特に 50 数歳から 80 歳までの年齢では平成 17 年，23 年，28 年と物すごい勢いで割合が減っているものでございます。右下，8020 運動で有名ですけれども，80 歳で 20 本というのを目指した運動というものを平成 5 年ですか，から始めているわけですけれども，もう既にこれは御覧のとおり，70 歳以上とか 65 歳以上のところを見ていただくと黄色からオレンジに向けてすごい割合でもう，例えば 65 歳から，60 から 64 歳なんてもう 8 割超えていますので，8020 運動はほぼ達成されたと思っていいるところでございます。

一方で，先ほど歯肉に所見のあるものの割合，すごい下がっていると言いましたけど，進行した歯周病のある者の割合というのはあまり変わらないところでございます，これはプロの先生方に釈迦に説法ですけれども，全然変わらないところのものすごく良くなっ

たところがあって、歯科医療ってものすごい変化を今、遂げているんだろうなと思っております。

このスライド、8 ページ目ですけれども、歯科の需要も本当、釈迦に説法ですけれども、虫歯を抜くとか虫歯の治療といったものから治療・管理・連携というもの、がんとか糖尿病に歯周病がすごく関係するというのはもちろん有名ですけれども、近年ではコロナでも歯周病の割合がコロナの重症化と関係しているんじゃないかという論文が出たりしていて、医科との連携という意味での歯科が本当に重要だとなっているところだと思っております。

また、歯科保健医療のビジョンという、行政でもそういった歯科の医療の範囲が大きくなってきているんだよということを示していただいていると思っております。こういうのを基にこれ、7 ページ目ですけれども、細かいところですが、実は歯科口腔保健に対する法律というのができておまして、これは結構重要でして、これ何が重要かというところ地方公共団体に条例ができていますよね。歯科口腔保健、私も山梨に出向しているときに条例つくりましたけれども今、国レベルじゃなくて都道府県レベルでも歯科口腔保健に対する口腔保健センターというものができて、誰でも歯科口腔保健のセンターというのは今ほとんどの都道府県にあって、医者は時々保健所長で県庁にいますけれども歯科医師も今どんどん採用されるようになってきて、すごく変化してきているなというところでございます。

私の部下にも歯科医師が1人いて、非常に優秀な方でしたけれども、そういった方が行政に1人でもいるのといないのは全然違うので、そういう意味ではすごく歯科医師会とも連携ができて良かったなと思っております。

モデル・コア・カリをこういった背景でつくっていただいておりますけれども、これについてはもう河野先生から非常に細かい説明がいただけると思いますので飛ばしまして、最後に、予算などをつけておりますので、もし御興味があればあれしていただければと思っております。

教育で教えづらいところがございます。今回、幾つか薬害問題とかはいつも出しているんですけれども、まず一つは感染症、37 ページですけれども、感染症、医科だけでなく歯科も大幅に充実しております。東京医科歯科大学などでは医科と歯科で連携するような形で統合感染症学というものをつくっていただいておりますけれども、このようなことを、あまり歯科で感染症というものを今までない側面もあったと思いますので、歯科医師もコロナを越えて感染症対策というのをぜひ、重要だという声が非常に出ておりますので、ぜひ教育について御協力いただければと思っております。

もう一つはスポーツの歯科でございます。スポーツ医学、歯学が今回新しく入っております。特に私、全然これは詳しくなかったんですけども、マウスガードなど非常に重要だと変わってきていると聞いております。コンタクトスポーツだけでなくコンタクトスポーツじゃないスポーツでもマウスガードを使うとかいう話まで出てきていると聞いており

ますので、スポーツ医学歯学についての教育についての教育上の御配慮などいただければ  
と思っております。

私からの情報提供としては以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

令和5年度医学・歯学教育指導者のためのワークショップ  
令和5年7月26日(水)

# 医学・歯学教育等の動向について



高等教育局医学教育課



文部科学省  
MEXT  
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

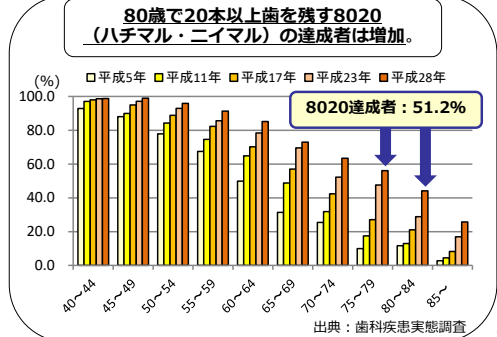
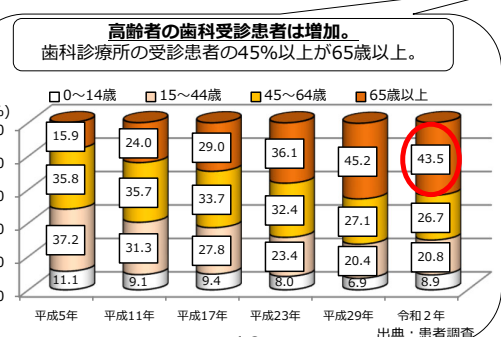
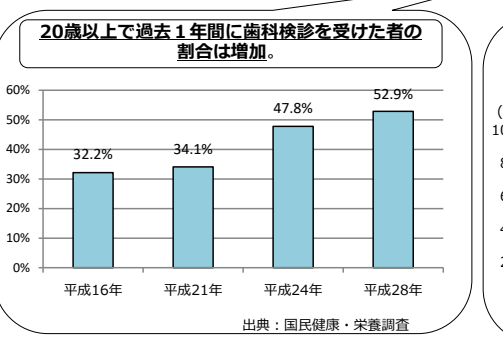
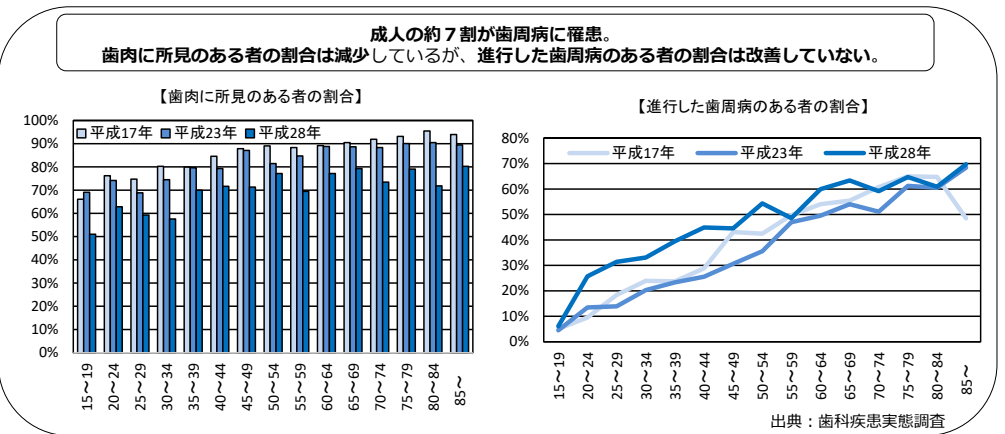
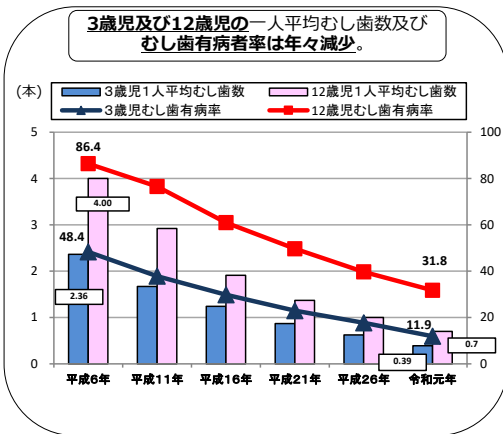
## 目 次

1. 歯科医療・歯学教育を取り巻く現状について ..... P 2
2. 医学・歯学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂について・・ P10
3. 令和5年度予算 ..... P 21
4. 各種要請等 ..... P 23

# 1. 歯科医療・歯学教育を取り巻く現状について

## 歯科保健医療を取り巻く状況

- 小児のむし歯は減少し、また、80歳で20本以上歯を残す8020（ハチマル・ニイマル）の達成者は増加している。
- 進行した歯周病のある者の割合は改善していない。
- 成人において過去1年間に歯科検診を受けた者の割合は増加し、高齢化の進展に伴い、歯科診療所を受診する高齢者は増加している。



# 歯学部定員抑制に係る方針について

## 厚生省「将来の歯科医師需給に関する検討委員会最終意見」（昭和61年7月21日）

### V 結論

#### 1. 当面論ずべき抑制策

本委員会の結論は、「昭和70年を目途に歯科医師の新規参入を最小限20%削減する。」ことを再提案し、その実現に各関係者の努力を要請するものである。

## 厚生省「歯科医師の需給に関する検討会報告書」（平成10年5月29日）

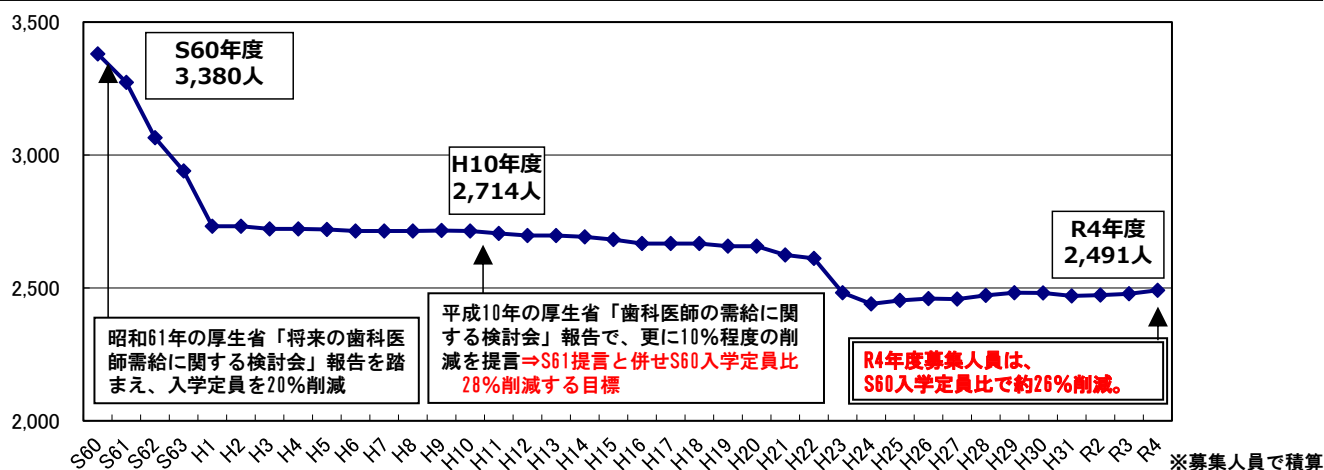
### 7. 今後取り組むべき課題

#### (2) 歯科医師数の適正化のための施策について

「さらに、歯科医師の資質向上のため、歯科医師国家試験の改善が図られることで、結果として歯科医師の供給を抑制することも予想されるが、この歯科医師国家試験の見直しによる抑制効果も含め、**歯科大学・大学歯学部の入学生定員の削減等を併せて行うことにより、新規参入歯科医師について10%程度削減**されれば、70歳以上の歯科医師の稼働停止や臨床研修必修化で吸収しきれない供給過剰部分が減少し、平成42年（2,030年）頃には、供給歯科医師数と需要歯科医師数がおおむね均衡がとれるものと推計される。」

## 「文部科学大臣・厚生労働大臣による確認書」（平成18年8月31日）

「各大学に対して更に一層の定員減を要請する、歯科医師国家試験の合格基準を引き上げる。」



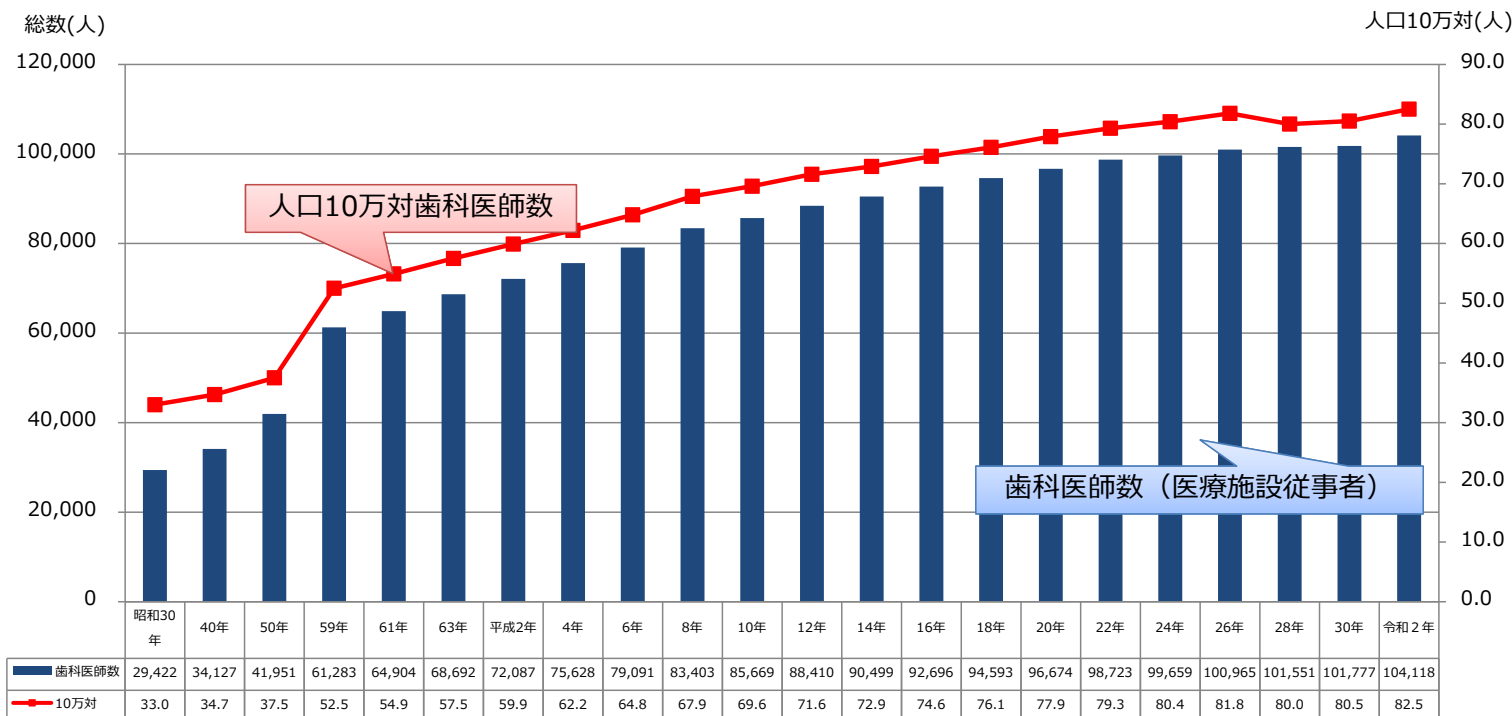
## 歯科医師数（医療施設従事者数）の年次推移

◎ 令和2年の**歯科医師総数は107,443人**、そのうち**医療施設従事者数は104,118人**

◎ 人口10万対歯科医師数（医療施設従事者数）は、

S45：35.2人→S59：51.0人→H8：66.3人→H18：74.0人→R2：82.5人と増加

◎ 医療施設に従事する歯科医師の伸び率（平成30年→R2年）は、**2.0%**と増加

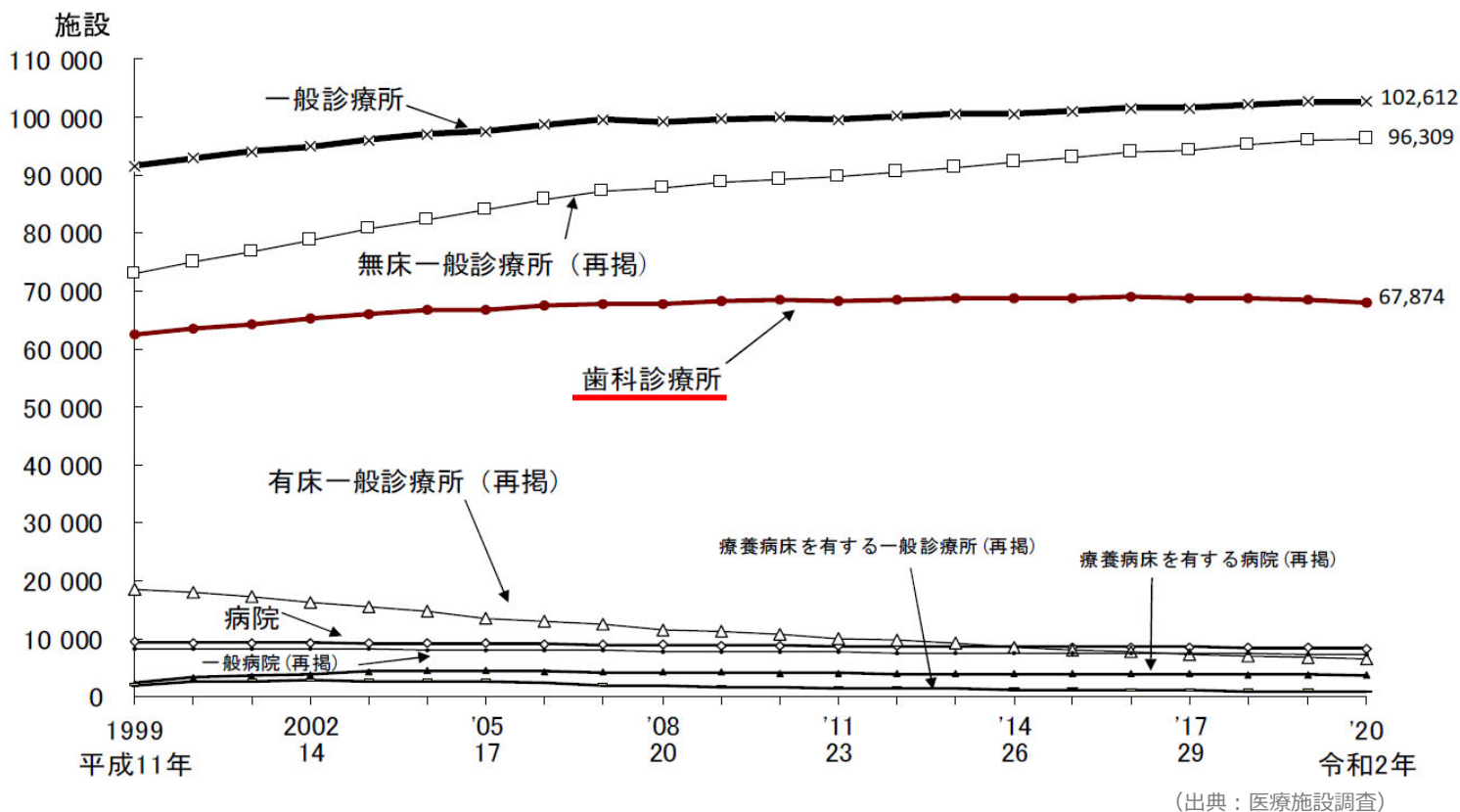


（出典：医師・歯科医師・薬剤師統計）



# 医療施設数（歯科診療所）の年次推移

歯科診療所の施設数は52,216施設（平成2年）から68,384施設（平成22年）と20年間で増加していたが、平成23年医療施設調査では廃止・休止の歯科診療所が開設・再開を上回り228施設減少、その後ほぼ横ばいに推移しており、**令和2年は67,874施設（対前年：626施設減）**である。



## 歯科口腔保健の推進について

### 歯科口腔保健の推進に関する法律

#### 基本理念

- ・ 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進
- ・ 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進

#### 責務

国及び地方公共団体、歯科医師等、国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者、国民について、各々の責務を規定

#### 国及び地方公共団体が講ずる施策

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等

#### 実施体制

- 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等
- 財政上の措置等
- 口腔保健支援センター

### 歯科口腔保健推進室の設置

- 「歯科口腔保健の推進に関する法律」に規定されている歯科疾患の予防等による口腔の健康を保持するため、関連施策について関係部局との横断的な連携を図りながら遂行していくため、平成23年8月医政局長の伺定めにより「**歯科口腔保健推進室**」を設置。
- 平成27年10月1日付で歯科口腔保健推進室（訓令室）となり、**平成30年7月31日より省令室に昇格**。省内関係部局や自治体とも連携を図りながら、歯科健診の充実や口腔機能の向上に資する事業を通じて歯科口腔保健・医療の充実にかかる取組を実施

### 経済財政運営と改革の基本方針

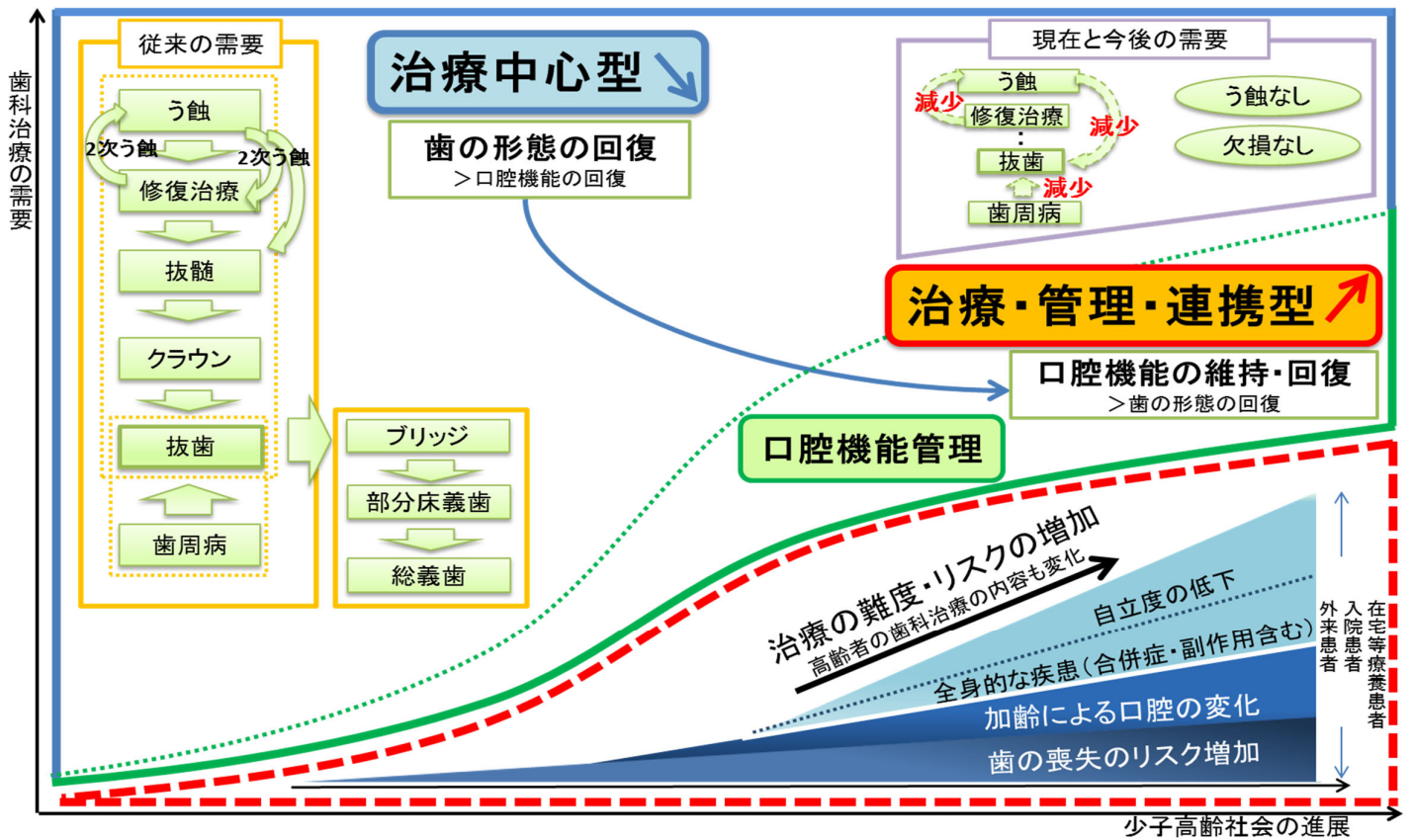
- 「経済財政運営と改革の基本方針」に、平成29年から**6年連続**で歯科関連の記載が盛り込まれている。

#### 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）

全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療職間、医科歯科連携を始めとする関係職種間・関係機関間の連携、歯科衛生士・歯科技工士の人材確保、歯科技工を含む歯科領域におけるICTの活用を推進し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。また、市場価格に左右されない歯科用材料の導入を推進する。

# 歯科治療の需要の将来予想（イメージ）

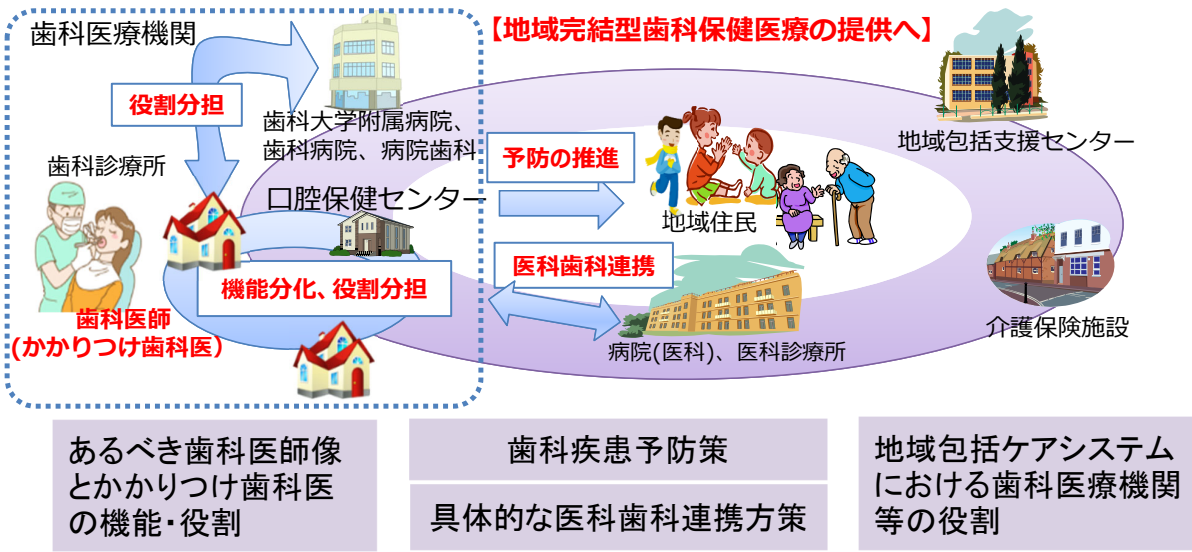
○ 人口構成の変化や、歯科疾患罹患状況の変化に伴い、歯の形態の回復を主体としたこれまでの「治療中心型」の歯科治療だけではなく、全身的な疾患の状況などもふまえ、関係者と連携しつつ患者個々の状態に応じた口腔機能の維持・回復（獲得）をめざす「治療・管理・連携型」の歯科治療の必要性が増すと予想される。



# 歯科保健医療ビジョン（平成29年12月）

高齢化の進展や歯科保健医療の需要の変化を踏まえた、これからの歯科保健医療の提供体制について、歯科医療従事者等が目指すべき姿を提言したもの。

## 歯科保健医療の需要と提供体制の目指すべき姿（イメージ図）



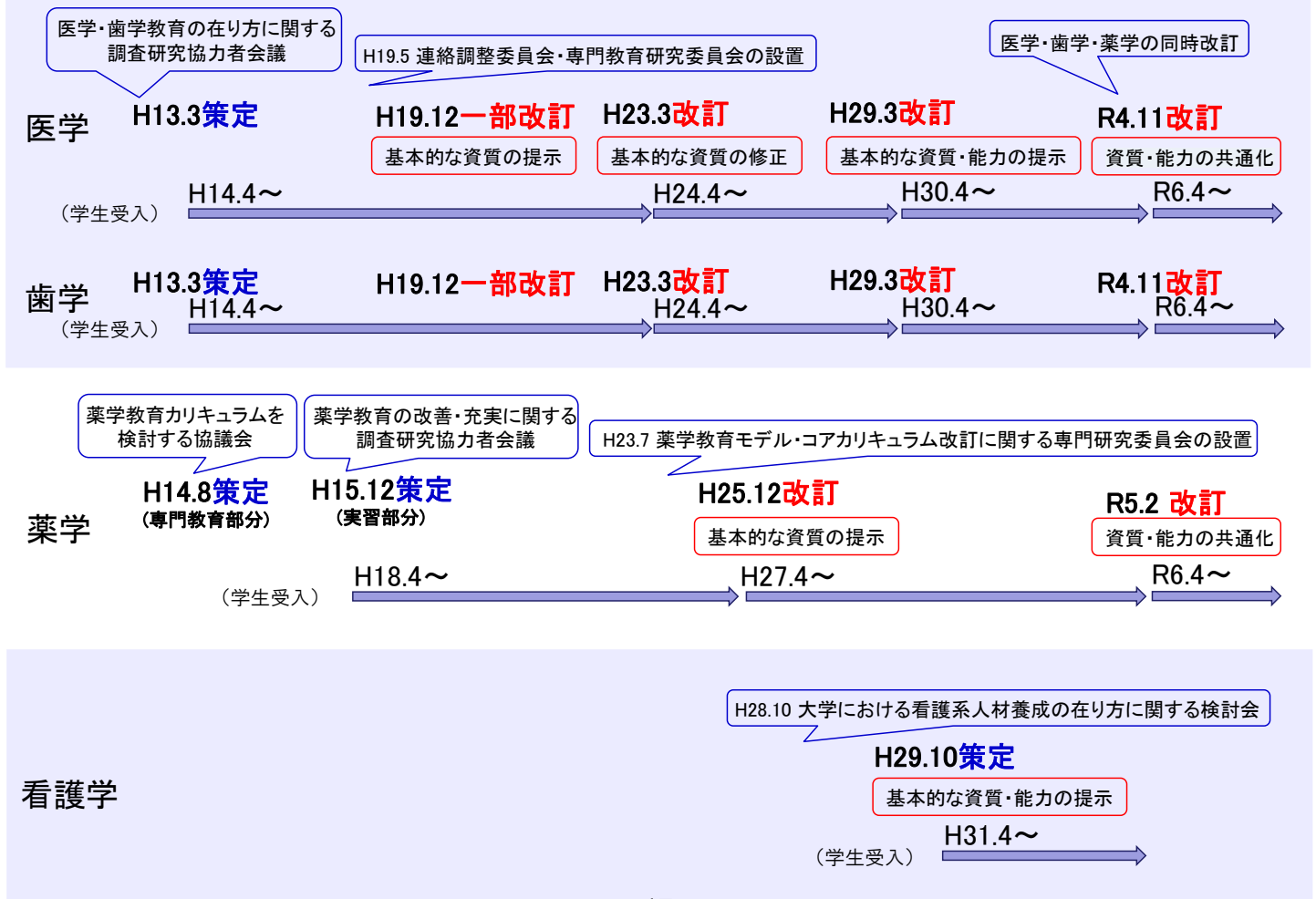
### ◆ 歯科医師の資質向上等に関する検討会

（平成27年1月～座長：江藤一洋（医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長））

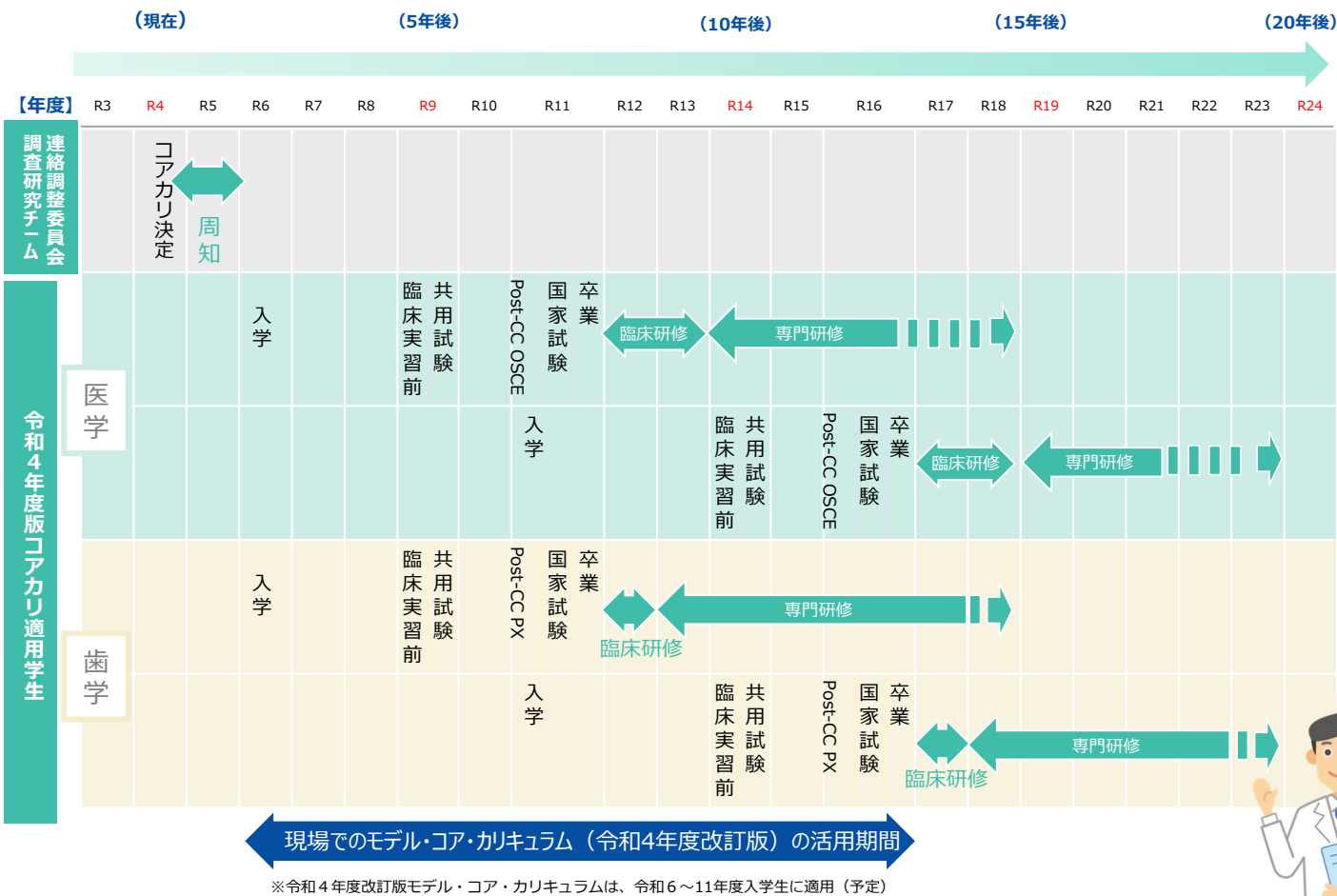
<趣旨> 小児のう蝕罹患率の低下や8020達成者の増加、高齢化の進展に伴う歯科医療機関を受診する患者像の高齢化・多様化等の状況に鑑み、**国民のニーズに基づき質の高い歯科医療を提供すること等を目的として、歯科医師の資質向上等に関する事項について総合的に議論を行う。**

## 2. 医学・歯学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂について

### 医学、歯学、薬学、看護学のコアカリ策定・改訂の変遷



# 医学/歯学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）スケジュール



## 令和4年度改訂版 歯学教育モデル・コア・カリキュラム - モデル・コア・カリキュラムの整理 -

### 1. 大学教育における位置づけ ○モデル・コア・カリキュラムの整理

モデル・コア・カリキュラムは、各大学が策定する「カリキュラム」のうち、全大学で共通して取り組むべき「コア」の部分抽出し、「モデル」として体系的に整理したものである。

このため、従来どおり、各大学における具体的な歯学教育は、**学修時間数の6割程度**を目安にモデル・コア・カリキュラムを踏まえたものとし、残りの4割程度の内容は、各大学の入学者受入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針等に基づき、大学が自主的・自律的に編成するものとする。

(略)

なお、臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験(以下「共用試験」という。)の出題基準は、一義的には共用試験の実施主体において検討されるものであるが、**基本的内容を精選して各大学共通の学修目標を掲載したモデル・コア・カリキュラムを参照して策定されているという実態があり、後述する共用試験の公的化によって、モデル・コア・カリキュラムの意義はさらに重要なものとなる。**

# 令和4年度改訂版 歯学教育モデル・コア・カリキュラム － 診療参加型臨床実習の更なる促進 －

## 1. 大学教育における位置づけ ○診療参加型臨床実習の更なる促進

令和3年5月21日に成立した、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法などの一部を改正する法律(令和3年法律第49号)」において、歯科医師法(昭和23年法律第202号)の改正が行われ、大学において歯学を専攻する学生であって、共用試験に合格した歯学生は、臨床実習において歯科医師の指導監督の下、歯科医師として具有すべき知識及び技能の修得のために歯科医業を行うことができることとされた(令和6年4月1日施行)。

(略)

したがって、大学においては、臨床実習に参加する学生の適性と質を保証し、患者の安全とプライバシー保護に十分配慮した上で、診療参加型臨床実習を更に促進することが求められ、診療参加型臨床実習実施ガイドラインを含むモデル・コア・カリキュラムがその一助となることを期待する。

14

# 令和4年度改訂版 歯学教育モデル・コア・カリキュラム － キャッチフレーズ －

## 2. 基本理念と背景 ○キャッチフレーズ

**「未来の社会や地域を見据え、多様な場や人をつなぎ活躍できる医療人の養成」**

このたび、新型コロナウイルス感染症の流行や、人工知能等の情報・科学技術の活用等による医療技術の高度化、超高齢社会での多疾患併存患者の増加などによる医療の在り方の変化等を踏まえ、医学・歯学・薬学教育のモデル・コア・カリキュラムを同時に改訂することとした。

今回の改訂では、変化し続ける未来の社会や地域を見据え、多様な場や人をつなぎ活躍できる医療人の養成を目指し、医学・歯学・薬学教育の3領域で統一したキャッチフレーズを採用した。

人口構造の変化、多疾患併存、多死社会、健康格差、増大する医療費、新興・再興感染症や災害リスクなど様々な問題に直面し、これらの社会構造の変化は、年を経るにつれ更なる激化が見込まれている。

(略)

# 令和4年度改訂版 歯学教育モデル・コア・カリキュラム

－ 2040年以降の社会も想定した医学・歯学・薬学において共通して求められる資質・能力 －

## 2. 基本理念と背景

○2040年以降の社会も想定した医学・歯学・薬学において共通して求められる資質・能力

歯科医師養成には、6年間の卒前教育に加えて、臨床研修や専門研修等、一定期間の時間を要する。このため、これらの専門教育を経て、学生が医療人として活躍する2040年以降の社会も想定し、モデル・コア・カリキュラムを改訂する必要がある。2040年頃、日本の高齢人口はピークを迎えるが、それ以降も高齢化率は上昇を続けると予測されている。

(略)

加えて、将来医療現場において活用されうる新規科学技術について、先んじて全てを卒前教育にモデル・コア・カリキュラムとして盛り込むことには限界があるものの、倫理を含めて基盤となる情報・科学技術を活かす能力について、その素養を身に付ける必要がある。このため、平成28年度改訂版歯学教育モデル・コア・カリキュラム(以下「旧版」という。)の資質・能力に、新規に「総合的に患者・生活者をみる姿勢」、「情報・科学技術を活かす能力」の2つを加えた。

また、医療人として求められる基本的な資質・能力は、専門分野に関わらず共通している。そこで、今回の改訂では「求められる基本的な資質・能力」に関して原則として医学・歯学・薬学の3領域で共通化した。多職種の卒前段階の教育の水平的な協調を進め、医療人として価値観を共有することは重要である。

16

# 令和4年度改訂版 歯学教育モデル・コア・カリキュラム

－ 卒前・卒後の一貫性 －

## 2. 基本理念と背景

○卒前・卒後の一貫性

卒前教育(共用試験を含む)、国家試験、臨床研修、生涯教育等との一貫性について関係機関等と協議を行い、卒前から卒後までのシームレスな教育を見据えて改訂を行ったことを付言するとともに、関係各位に謝意を表す。

歯科医師養成をめぐる関連制度(共用試験の公的化及び歯学生の歯科医業の法的位置づけの明確化、国家試験出題基準、臨床研修到達目標等)との整合性を担保するための方策を具体化することとし、卒前・卒後の一貫したシームレスな歯科医師養成の更なる推進を図る。

# 医学/歯学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）概要

- 各大学が策定する「カリキュラム」のうち、全大学で共通して取り組むべき「コア」の部分を抽出し、「モデル」として体系的に整理したもの。
- 初版は平成13年に策定。医療を取り囲む環境変化に伴い改訂（平成19年度、22年度、28年度）。
- 学生が卒業時まで身に付けておくべき必須の実践的診療能力（知識・技能・態度）に関する学修目標を**明確化**。
- 学生の学修時間数の**医学:3分の2程度、歯学:6割程度**を目安としたもの（残りは各大学の特色ある独自のカリキュラムを実施）。

キャッチフレーズ

「未来の社会や地域を見据え、多様な場や人をつなぎ活躍できる医療人の養成」



人口減地域の増加

高齢化率の上昇

新興感染症・災害リスクの増大

新規科学技術の台頭

「医師/歯科医師に求められる基本的な資質・能力」を共通化（赤字は新設）

PR. プロフェッショナリズム

IT. 情報・科学技術を活かす能力

GE. 総合的に患者・生活者をみる姿勢

CS. 患者ケアのための診療技能

LL. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

CM. コミュニケーション能力

RE. 科学的探究

IP. 多職種連携能力

PS. 専門知識に基づいた問題解決能力

SO. 社会における医療の役割の理解



18

## 歯学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）

### 第1章 歯科医師として求められる基本的な資質・能力

- 歯科医師として求められる10の基本的な資質・能力とその説明文を記載

PR. プロフェッショナリズム	GE. 総合的に患者・生活者をみる姿勢	LL. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢	RE. 科学的探究	PS. 専門知識に基づいた問題解決能力	IT. 情報・科学技術を活かす能力	CS. 患者ケアのための診療技能	CM. コミュニケーション能力	IP. 多職種連携能力	SO. 社会における医療の役割の理解
--------------------	------------------------	----------------------	--------------	------------------------	----------------------	---------------------	--------------------	----------------	-----------------------

### 第2章 学修目標 + 学修目標の別表

- 5つの大項目で学修目標を示し、学修の順位性を考慮して、大項目・中項目の配置を整理
- 「診療参加型臨床実習の内容と分類」「習得すべき疾患」「症候から鑑別すべき主な原因疾患」を別表として一覧表示



### 第3章 学修方略・評価

方略

- 参考となる教育学の理論等を提示
- 代表的な用語の解説

評価

- 評価の概念・考え方を提示
- 評価方法の記載

方略・評価事例紹介（参考）

- 方略・評価について参考になるような事例を18例紹介

### 診療参加型臨床実習実施ガイドライン

- 実施体制・実施環境
- 診療参加型臨床実習の目標・方略を記載
- 形成的評価・総括的評価



# 令和4年度改訂版 歯学教育モデル・コア・カリキュラム 「改訂の方針」

## I. 改訂の方針

旧版の作成から6年が経過し、社会情勢の変化に伴い患者中心の医療を実践するために医科・歯科連携の推進等に対応する必要がある。また、Information and Communication Technology(ICT)の急速な発達に伴い遠隔医療やArtificial Intelligence(AI)を用いた診断医療の応用等が進み、医療従事者としての情報リテラシーや個人情報保護の考え方、時代とともに変化する医療倫理についての学修の必要性等、日進月歩の医療に対応する必要性が生じていることが本改訂の背景である。

### 1) アウトカム(学修成果)基盤型カリキュラムへの深化

### 2) モデル・コア・カリキュラムの構成の変更

歯科医師として求められる基本的な資質・能力の実質化  
(「歯科医師として求められる基本的な資質・能力」を第1章に独立させ、卒業時までには備えるコンピテンシーを明確に示した)

### 3) 社会ニーズを踏まえた学修目標の見直し

超高齢社会を踏まえた、修得すべき基本的学修目標の再整理

### 4) 診療参加型臨床実習の充実による資質・能力の向上

### 5) 学修方略と学修評価の追加

### 6) 医学・歯学・薬学教育モデル・コア・カリキュラムの一部共通化

### 7) 学修目標の総量の適正性の検証

### 8) 歯学用語の整理

用語の統一は、学部教育・臨床研修・生涯学習をシームレスに進めるために重要

### 9) 世界への発信

20

## 3. 令和5年度予算



課題

近年我が国では、人生百年時代を見据え、国民の健康寿命の延伸に向けて、ICTの活用や多職種連携の推進により、個人・患者本位の新しい健康・医療・介護システムを構築していくことが求められている。

対策

このような課題に対応し、将来にわたって国民に質の高い保健医療サービスを提供していくため、大学・大学病院における先進的で高度な医療を支える人材の養成や、新しい医療技術の開発等を担う人材の養成を推進する。

次世代のがんプロフェッショナル養成プラン

がん医療の新たなニーズや急速ながん医療の高度化に対応できる医療人を養成する。

8.5億円（新規）

質の高い臨床教育・研究の確保事業

大学・大学病院における、より効率的で質の高い臨床教育・研究実施のため、令和4年度第2次補正予算で措置した医学部等教育・働き方改革支援事業を活用した環境整備を行うとともに、新たな体制を構築する優れた取組を支援し、これを持続的な業務改善につなげることで、診療参加型臨床実習の推進と医師の働き方改革に貢献する。【令和4年度2次補正予算額 15億円】

1.2億円（新規）

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業

コロナ禍で、特に地域で必要とされた総合診療や救急医療、感染症対応等について、地域医療機関での実践を通じて履修できるプログラムを開発することにより、ポストコロナ時代に必要とされる医療人材を養成する。

6.2億円（7.7億円）

先進的医療イノベーション人材養成事業

我が国の医療・健康水準の向上のため、大学・大学病院を通じて、新たな医療ニーズに対応した先進的な医療人材養成拠点を形成する。

○保健医療分野におけるAI研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト

（保健医療分野における人工知能（AI）技術開発を推進する医療人材の養成）

1.3億円（2.0億円）

○医療データ人材育成拠点形成事業

（医療データの活用基盤を構築・運営する人材や医療データを利活用できる人材の育成）

0.6億円（1.3億円）

大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業

医療の高度化等に対応するため、優れた高度専門医療人（医師・歯科医師・看護師・薬剤師等）を養成するための教育体制の充実を図る。

○地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援

（地域で活躍する質の高い薬剤師の養成）

0.3億円（新規）

○基礎研究医養成活性化プログラム

（法医学分野等における基礎研究医の養成と確保）

0.4億円（0.4億円）

大学における医療人養成の在り方に関する調査研究

我が国の保健医療分野におけるニーズの変化に対応できる医療人を養成していくため、大学・大学病院における医療人養成の在り方について検討するための調査研究を実施する。（医学・歯学モデル・コア・カリキュラム改訂を踏まえた調査研究等）

0.5億円（0.5億円）

4. 各種要請等

# 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の 各学校、養成所及び養成施設等の対応について(令和5年4月25日事務連絡)

## 【主なポイント】

○令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症は**5類感染症に位置づけられたため、学生等の実習機会の確保に鑑み、実習施設での実習ができるよう取り計らうよう、厚生労働省と連名で発出。なお、引き続き実習施設の確保が困難な場合は、以下のとおり、これまで同様の対応として差し支えない旨**を通知。

### 1. 学校養成所等の運営に係る取扱い

○今回の実習が困難で代替措置を講じる場合における医療系の国家資格の養成施設として指定する規則に示された実習内容の変更に関する承認申請・届出は、弾力的に取り扱ってよい旨の周知

### 2. 受験資格に係る取扱い

○医療系等の学校において、実習時間が大幅に少なくなった場合においても、当該学校において必要な単位もしくは時間を履修し、当該学校を卒業(修了)した場合には、受験資格が認められる旨を通知

### 3. 実習におけるワクチン接種やPCR検査等に係る取扱い

○実習施設側に対し、学校養成所等としての感染防護の取組状況や、学校養成所側が行っている学内外での感染対策や実習前後での学生等への感染管理教育の内容等を説明し、**任意のものであるワクチン接種やPCR検査等が実習の受入れの必須要件にならないよう、受入れ機関との対話を積極的に行うよう周知**。併せて、学校養成所等において、**入学の必須要件としないよう周知**。

○医療関係職種が病院等での実習を行う際に、病院等の実習施設から学生等の受入れに当たって新型コロナウイルス感染症向けのワクチン接種を求められた場合において、早期の接種が必要と判断される場合には、学校養成所等におかれては、可能な限り実習施設となっている病院での接種を受けられるよう調整していただくこと。

### 4. 実習等に関する各学校養成所等での実践事例の紹介

○既に学校養成所等において行われている、もしくは実施が予定されている授業の実践例を紹介

- ・三密を避けた状態での、シミュレーターを用いたの基本手技の実習
- ・研究棟や講義棟での電子カルテを用いた症例検討や動画視聴、シミュレーターによる技能学習（人数制限並びに部屋の換気等感染防止措置を実施）
- ・実習の臨床実習予習ノートを用いたe-Learningによる在宅学習（指導教員がメールでの質問へ回答）
- ・事例データベースを作成し、事例データベースを基に、学内においてシミュレーション教育を実施
- ・臨床実習指導者参加型遠隔指導システムを活用し、書面や動画を含めて臨床推論指導を実施

24

## 医学及び歯学の教育のための献体に関する適切な対応の徹底について

4 高医教第 7 号  
令和 4 年 4 月 27 日

医学部、歯学部を置く各国公私立大学長 殿

文部科学省高等教育局医学教育課長

### 医学及び歯学の教育のための献体に関する適切な対応の徹底について

標記については、各大学において、適切な管理を行うとともに、故人に感謝の意を示すための感謝状贈呈に係る対応を行うなど、献体に対する社会の理解を深め、もって、医学教育及び歯学教育の充実向上に努めていただいております。

しかしながら、今般、ご献体に関する不適切な事案が再び大学において発生しており、献体に対する社会からの理解及び信頼を損なうとともに、献体の意義に賛同する方の不信感を招くことにもなりかねない、極めて重大な問題であります。

ついては、貴職におかれましては、**献体の意義を改めて御了知いただくとともに、学内関係者に対し周知**いただきますようお願いいたします。あわせて、別紙を参照の上、**献体の管理業務に関する手順等を再確認**するなど**大学における献体の厳正な管理体制等の確立の徹底**と、これに関係する**感謝状贈呈手続等の適切な対応**をお願いいたします。

なお、今後かかる不祥事が生じた場合には、各大学において厳正に対処するとともに、文部科学省へすみやかに報告するようお願いいたします。

また、不適切な事案としては以下が挙げられますので、**改めて献体の保管や管理体制等につき、確認及び点検**いただき、**該当する事案が発覚した場合は文部科学省へ至急報告するよう**重ねてお願いいたします。

### 【不適切な事案（例）】

- ・所定の管理が適切にされていない
- ・献体されたご遺体、ご遺骨またはそれらの記録について、適切に管理されていない
- ・大学の規則で定められた年限を超えて遺骨を返還していない
- ・ご遺族に献体感謝状が授与されていない

# 薬害防止に関する教育の充実及び B型肝炎に関する教育の充実等について

◆ 薬害防止及びB型肝炎に係る教育について積極的な取組をお願いします。

## ○医学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）＜抜粋＞

### 第2章 学修目標

CS: 患者ケアのための診療技能

CS-05: 医療の質と患者安全

医療の質と患者安全の観点で自己の行動を省察し、組織改善と患者中止の視点を獲得する。

CS-05-05: 患者完全の配慮と促進

CS-05-05-02 医療の安全性に関する情報(薬剤等の副作用、**薬害**、転倒・転落、医療過誤、やってはいけないこと、優れた取組事例等)を共有し、事後に役立てるための分析ができる。

### 第2章 学修目標

#### 表1. 疾患

消化器系：肝疾患      感染症：ワクチン予防可能な疾患

**B型肝炎**                      **B型肝炎**

## ○歯学教育モデル・コア・カリキュラム（平成4年度改訂版）抜粋

### 第2章 学修目標

#### C 社会と歯学

C-3 医療の質と患者安全の確保

患者の安全を最優先に確保した上で、良質な歯科医療を提供するために必要な知識を身に付ける。

C-3-2 医療上の事故等への対処と予防

C-3-2-5 医療上の事故等の事例(**薬害**や注射器等の連続使用による**B型肝炎**、ウイルス感染被害等を含む)の原因を分析し、防止対策を立案できる。

26

# 薬害防止に関する教育の充実について①

◆学生だけでなく教職員を含め、薬害被害にあわれた方の意見・体験等を直接聞く機会を設け、適切な医療倫理・人権学習等の授業を実施することは、悲惨な薬害を繰り返さないためにも貴重な経験に繋がります。そのため、複数回にわたり様々な薬害被害者の声を聞き、再発防止について議論をする授業等を積極的に実施されるよう御検討願います。

◆特に未実施の大学においては、積極的な実施を御検討願います。

◆カルテ開示手数料及びコピー代の合理的な価格設定、診療明細書の原則全患者への無償発行、医療情報の共有に向けた取組等について、より一層推進していただきますようお願い申し上げます。

(令和4年度の状況)

・薬害問題を医療倫理や社会医学等の人権学習的な観点で授業を展開

	医学科(81)	歯学科(29)	薬学部(79)	看護学科(299)
実施している:	80大学	29学部	79学部	254学部
検討中・実施していない:	1大学	0学部	0学部	45学部

・薬害被害者等の声を直接聞く授業及び職員研修を実施

	医学科	歯学科	薬学部	看護学科	大学病院(国立のみ:42)
実施している:	52大学	18学部	70学部	74学部	10病院
検討中・実施していない:	29大学	11学部	9学部	219学部	32病院

◎薬害被害者の声を直接聞く授業や職員研修等の実施に当たっては、全国薬害被害者団体連絡協議会に講師派遣の御協力をいただけます。

○全国薬害被害者団体連絡協議会の講師派遣担当窓口

申込方法: 原則としてメールで申込み

E-mail: [yakuhiren.lecturer@gmail.com](mailto:yakuhiren.lecturer@gmail.com)

○全国薬害被害者団体連絡協議会の連絡先

担当団体: 公益財団法人いしずえ(サリドマイド福祉センター)

住所: 〒153-0063 東京都目黒区目黒1-9-19

TEL: 03-5437-5491 FAX: 03-5437-5492

E-mail: [ishizue@qa2.so-net.ne.jp](mailto:ishizue@qa2.so-net.ne.jp)

ホームページ: <http://hkr.o.o07.jp/yakugai/>

### 【留意事項】

令和4年9月5日付で「医学部、歯学部、薬学部、看護学部等における薬害問題に対する取組状況調査結果について(通知)」を发出したところですが、本通知は、薬害に関する授業を積極的に実施することを促す趣旨で发出したものです。

そのため、本通知に記載の「別添1を参考に」は、本通知に係る部分である「別添1の＜大学などの高等(専門)教育に関して＞の【1】【3】【4】及び＜大学附属病院に関して＞の【1】【2】を参考に」という意図で記載したものであることにご留意ください。

各大学におかれては、コアカリも参考に、薬剤やワクチンの薬理作用や副作用、薬害等について科学的根拠に基づいた授業と薬害被害者の声を聞く授業の両方をバランス良く実施されるようお願いいたします。

引き続き薬害問題の教育の充実に取り組んでいただきますようお願いいたします。

27

## 薬害防止に関する教育の充実について②

### ◆薬害被害者の声を直接聞く授業等の取組例

#### ○複数年次での声を聞く授業実施例

岩手医科大学薬学部では、1年次に薬害エイズ、4年次にサリドマイドの薬害被害関係者による授業を実施する

など、複数種類の薬害の実情を把握し、見識を広めることができている。

#### ○複数の薬害を組み合わせた声を聞く授業実施例

兵庫医科大学医学部では、4年次にC型肝炎、スモン、サリドマイドの薬害被害者本人、また陣痛促進剤の薬害被害に遭われた方の家族による授業を、熊本保健科学大学保健科学部看護学科では、4年次に薬害エイズ、スモン等の薬害被害者による授業をそれぞれ実施しており、それぞれの薬害を学ぶことにより、薬害問題の本質等を多面的に理解できるなどの効果が得られている。

※本人や家族の直接声を聴く機会が設けられない代わりに薬害問題に関する授業の中で、取材レポートや当事者の手記を用いて学修をしている事例もある。(山口県立大学等)

28

## 薬害防止に関する教育等の充実について③

### 全国薬害被害者団体連絡協議会の要望に関する調査の集計結果(附属病院関係)(令和4年度)

調査対象:全国公私立大学病院 本院81病院

#### ●カルテ開示手数料(税込)

	調査対象	無料	1,000円～	2,000円～	3,000円～	4,000円～	5,000円～
国立大学病院	42大学	42(42)					
公立大学病院	8大学	8(8)					
私立大学病院	31大学	2(3)	1(1)	2(2)	12(12)	1(0)	13(13)

( )内は、令和3年度調査時点

#### ●白黒コピー代(1枚あたり)(税込)白黒印刷

	調査対象	無料※	10円～	20円～	30円～	40円～	50円～
国立大学病院	42大学		1(2)	34(34)	5(4)	1(1)	1(1)
公立大学病院	8大学		7(7)	1(1)			
私立大学病院	31大学	2(2)	8(8)	10(10)	4(4)	1(1)	6(6)

※ カルテ開示手数料に含まれるため、コピー代のみの価格設定なし

( )内は、令和3年度調査時点

(文部科学省調べ) 29

## 薬害防止に関する教育等の充実について④

◆厚生労働省からの通知のとおり、診療記録の開示に要する費用については、**実費を勘案した合理的な範囲内の額で徴収**するよう適切に対応願います。

### ◎ 診療情報の提供等に関する指針について(抜粋) (平成30年7月20日付医政医発0720第2号)。

- ・ 医療機関の管理者は、申立人から、診療記録の開示に要する費用を徴収することができ、その費用は、「**実費**」を勘案して**合理的と認められる範囲内の額**としなければならないとしている。  
ここにいう「**実費**」とは、内容の確認等により、開示請求に対応する際に生じた人件費も含まれ得るものであるが、手数料として徴収することができる費用の額については、**これらの費用を含めた実際の費用を勘案して合理的であると認められる範囲内とすることが必要**である。
- ・ また、個人情報の保護に関する法律(平成15 年法律第57 号。以下「法」という。)において、法第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者が開示請求を受けたときは、法第33 条の規定により、**当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができ、手数料を徴収する場合は実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、手数料の額を定めなければならない**とされており、この法に規定される「**実費**」については、内容の確認等の開示請求に対応する際に生じた費用も含み得ると解されるものであることを個人情報保護委員会に確認している。
- ・ 診療記録の開示に要する費用は、実際の費用から積算される必要があるが、個々の申し立てに応じその費用が変わり得るところ、**開示に要する費用を一律に定めることは不適切となる場合**があること。
- ・ **医師の立ち会いを必須とすることは、患者等が診療記録の開示を受ける機会を不当に制限するおそれがあるため、不適切**であること。

30

## B型肝炎に関する教育の充実等について

### ■ 全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の要望(令和4年11月)

○専門教育機関(医学部、看護学部、歯学部、薬学部等)において、B型肝炎被害の教育及び偏見差別体験の教育並びに患者講義(B型肝炎患者および家族の声を直接聞く授業)が実施されるように、働きかけられたい。

#### ・ B型肝炎ウイルスに関する授業を行っている数(令和4年度)

	医学部(81)	歯学部(29)	薬学部(79)	看護学部等(299)
実施している	77学部	29学部	78学部	261学部

#### ・ B型肝炎患者から直接話を聞ける授業を実施予定、または実施した数(令和4年度)

	医学部	歯学部	薬学部	看護学部等
実施している	14学部	6学部	13学部	35学部

◎ B型肝炎患者等の声を直接聞く授業を実施するにあたり、講師として、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団に御協力いただけます。また、新たにB型肝炎教育普及のためのDVD教材の作成も行われました。

◎ 実施場所、実施時間・講義内容は要望に応じていただけます。

◎ 平成29年度厚生労働科学研究費において開発されたB型肝炎に関する教育資材について、学生へ教授する際の教育方法のひとつとしてご参照ください。

※下記URLよりご覧いただけます。

<http://www.med.osaka-cu.ac.jp/liver/education/hepatitis-b-guide.shtml>

◎ 詳しくは下記URLの全国B型肝炎訴訟弁護団のHPをご覧ください。

<https://bkan.jp/> ※患者講義に関する詳細は、当該HP左下の「私たちの思いを知ってください」からご参照ください。

#### ○患者講義のお問合せ・お申し込み方法

(講義を準備するために、講義実施日より3ヶ月前には御依頼ください)

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団 事務局 (お問い合せ窓口)  
住所: 〒102-0083 東京都千代田区麹町1-3-7 日月館麹町ビル3階  
TEL: 03-5357-1881 FAX: 03-5357-1833  
E-mail: ok@bkan.jp

#### ○DVD教材のお問合せ方法

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団 西田 敦 弁護士  
住所: 〒590-0072 大阪府堺市堺区中向陽町2丁3番13号  
西田司法ビル3階  
TEL: 072-225-5111 FAX: 072-225-5112  
E-mail: info@nishida-atsushi-law.jp

# B型肝炎患者による患者講義の実施について

## ～B型肝炎患者による患者講義の実施例の紹介～

### B型肝炎訴訟原告団・弁護団パンフレットから抜粋

**生徒・学生が肝炎問題について理解を深め、肝炎患者が安心して暮らせる社会になり、二度と同じ苦しみを味わう人を出さないように。**

「患者講義」とは『B型肝炎の患者・家族が、自分の体験を語ることを通じて、B型肝炎や過去の過ちについて知ってもらい、偏見・差別を解消し、同じ過ちを繰り返させないようにする取り組み』のことです。B型肝炎の正しい知識を知ってもらうとともに、患者本人の生の声をお伝えしています。

私たち原告団・弁護団は、医学教育において、B型肝炎のこと、患者・家族のことを知らない人を知ってもらうことが大切だと考えています。患者・家族の経験を伝えることは、同じ過ちを繰り返させないこと、医療安全の重要性を実感すること、偏見・差別を解消することにつながります。なぜなら、被害を受けた人の気持ちや、偏見・差別を恐れる人の気持ちが理解できるようになるからです。

#### ■ B型肝炎患者による患者講義の目的

- ・私たちは、集団予防接種等の際の注射器等の連続使用により、B型肝炎ウイルスに感染し、被害を受けました。私たちの被害およびその教訓を伝えることで、今後二度と同じような被害が生じないようにして欲しい、医療に携わる方々に医療安全の重要性を実感して欲しいと願っています。
- ・また、私たちB型肝炎患者の症状、治療の辛さ、偏見や差別を受けた体験、偏見や差別を恐れる気持ち、医療関係者の言動により患者が感じる気持ち等について生の声を伝えることで、B型肝炎患者（や患者の家族）の状況や気持ちを理解してもらい、患者に寄り添うことのできる医療従事者になって欲しいと願っています。
- ・私たちは全ての患者が安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、患者講義を行っています。「いのち」に向き合う教育の実施にご協力ください。

#### 授業内容(タイムスケジュール)例

5分	冒頭説明 自己紹介、患者講義の趣旨説明
20分	弁護士による説明 B型肝炎についての基本的な知識、感染が拡大した歴史的な経過
20分	B型肝炎患者からの体験談 病気の苦しみ、偏見・差別を受けたことの心のいたみ、家族に与えた影響等
20分	弁護士による説明 患者の体験を踏まえて、患者の状況と正しい知識について
10分	質疑応答
10分	アンケート記入
5分	まとめ
合計 90分	※上記は一例であり、講義時間・内容は御希望に応じて変更いたします。



#### 学生・生徒からの講演に関する感想

(学生からの感想)

- ・今後、看護師になるにあたり、患者さんの精神的ケアもさることながら、正しい知識を持つことが重要だと思った。
- ・感染を防ぐことだけに目がいつてしまっていて、患者さんの気持ちについて考えていませんでした。これから活かしたい。
- ・誰もが感染症になるリスクはあるので、区別も差別もせず、患者さん全員に同じ態度で接するし、心に寄り添えるようにしたい。

・初めて肝炎に触れ、昔の社会や今の社会についても考えさせられる授業だった。

(学校担当者からの感想)

- ・患者さんに直接講義をしていただいている授業は、教員(第三者)が話すよりも実際に経験された方の言葉の方が説得力があること、患者さんが自身の病気や取り巻く社会をどのように受け取るかといったことは、患者さん自身しか語ることができない点になると思う。

・患者さんが経験された様々なこと(思い出したくないいやなことをふくめ)、お話をただき本当に良かった。我々医療従事者は、専門家なので日常研鑽を積むのは当たり前だが、表面上ではなかなかわからない真の患者さんの気持ちに寄り添う気持ちが大切だ。



## 死因究明等推進基本法の概要

令和元年6月12日、「死因究明等推進基本法」が公布されました。同法は令和2年4月1日から施行されています。

#### 目的【第1条】

死因究明等(死因究明及び身元確認)に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与。

#### 基本理念【第3条】

- ① 死因究明等の推進は、(1)生命の尊重・個人の尊厳の保持につながることで、(2)人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得ること、(3)国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資すること、(4)医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療上の情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないこととの基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。
- ② 死因究明等の推進は、(1)死因究明により得られた知見が公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されるとともに、(2)災害、事故、犯罪、虐待等が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び再発の防止等の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。

#### 国等の責務【第4条～第6条】

- ① 国：死因究明等に関する施策を総合的に策定し、実施する
- ② 地方公共団体：国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する
- ③ **大学：死因究明等に関する人材の育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努める**

#### 連携協力【第7条】

国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、死因究明等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

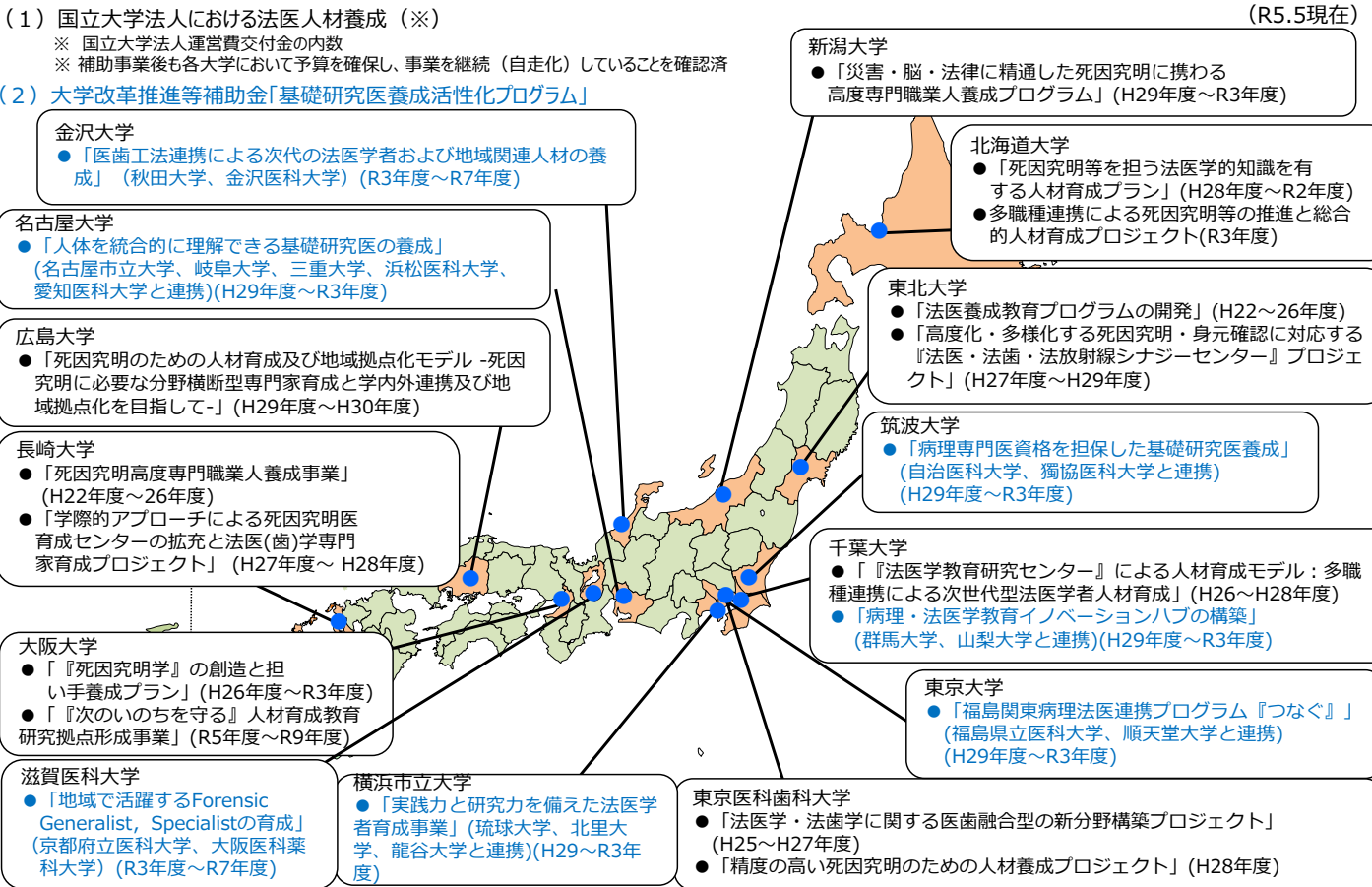
#### 基本的施策【第10条～第18条】

- ① 死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成、資質の向上、適切な処遇の確保等
- ② **死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備**
- ③ 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備
- ④ 警察等における死因究明等の実施体制の充実
- ⑤ 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実
- ⑥ 死因究明のための死体の科学調査の活用
- ⑦ 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
- ⑧ 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
- ⑨ 情報の適切な管理

#### 死因究明等推進計画【第19条】

到達すべき水準・個別的施策等を定め、閣議決定→実施状況の検証・評価・監視→3年に1度見直し(ローリング)

## 法医学等死因究明に係る教育及び研究の拠点



## 第2次死因究明等推進計画策定までのスケジュール

令和5年								令和6年					
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
(死因究明等推進計画検証等推進本部持ち回り開催)	<div style="position: relative; width: 100%; height: 100%;"> <div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); font-size: 2em;">➔</div> <p style="position: absolute; top: 10%; left: 20%;">死因究明等推進計画検証等推進会議において計画案を検討 (計5回程度開催予定)</p> </div>											(令和6年度第1回死因究明等推進計画(案))	(第2次死因究明等推進計画閣議決定(予定))

### 死因究明等推進計画検証等推進会議 専門委員名簿 ◎は議長

佐伯仁志 中央大学法務研究科教授 ◎ 家保英隆 高知県健康政策部部長 今村知明 奈良県立医科大学教授 蒲田敏文 金沢大学大学院医薬保健学総合研究科放射線科学教授 久保真一 日本法中毒学会理事・福岡大学医学部教授 近藤稔和 日本法医学病理学会理事長・和歌山県立医科大学教授 佐藤好美 産経新聞社論説委員 杉山和久 金沢大学医薬保健学域医学類長	都築民幸 日本歯科大学生命歯学部歯科法医学講座特任教授 沼口敦 名古屋大学医学部附属病院病院講師 野口貴公美 一橋大学大学院法学研究科教授 林紀乃 東京都監察医務院長 原田國男 弁護士 星周一郎 東京都立大学法学部教授 細川秀一 日本医師会常任理事 柳川忠廣 日本歯科医師会副会長 米村滋人 東京大学大学院法学政治学研究科教授
---	---

# 健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画の推進について

- ◆ 真の健康長寿社会の実現に向けて、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する教育の振興・人材の確保等について、積極的な取組をお願いします。

## 健康・医療戦略(令和2年3月27日閣議決定)(抄)

### 4. 具体的施策 4. 2. (1) 先端的研究開発の推進のために必要な人材の育成・確保等

#### ○ 臨床研究・治験の効率的・効果的な推進のための人材育成・確保等

- ・ 臨床研究及び治験の効率的・効果的な推進のため以下の人材を育成・確保する。また、この際、医学部における臨床研究分野の教育の充実、そのほか教育訓練やe-learningの更なる整備等、臨床研究及び治験関連業務に従事する者に対する臨床研究及び治験に係る教育の機会の確保・増大を図る。
  - i 臨床研究及び治験において主導的な役割を果たす専門的な医師等
  - ii 臨床研究及び治験関連業務を支援又は当該業務に従事する人材(臨床研究コーディネーター(CRC: Clinical Research Coordinator)、データマネージャー、治験・倫理審査委員会委員等)

## 医療分野研究開発推進計画(平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定/平成29年2月17日一部変更)(抄)

### II. 集中的かつ計画的に講ずべき医療分野研究開発等施策

#### 1. (1) ① 臨床研究及び治験実施環境の抜本的向上の必要性

##### ● 若手研究者の育成

- ・ 世界の最先端医療の研究・開発等をリードし、将来的にその成果を国内外に普及できる実行力を備えたメディカルイノベーション推進人材を養成するための大学における取組を支援する。
- ・ 医学教育・薬学教育における教育内容の指針であるモデル・コア・カリキュラムに、臨床研究及び治験等に関する教育を位置付け、全ての大学における取組を促進する。

36

# 感染症に関する教育について

- ◆ 国際的に脅威となる感染症対策の強化に資するため、感染症に関する人材育成に係る積極的な取組をお願いします。

## 医学教育モデル・コア・カリキュラム 令和4年度改訂版 [抜粋]

### 第2章 学修目標

#### PS: 専門知識に基づいた問題解決能力

医学及び関連する学問分野の知識を身に付け、根拠に基づいた医療を基盤に、経験も踏まえながら、患者の抱える問題を解決する。

#### PS-03: 全身に及ぶ生理的变化、病態、診断、治療

##### PS-03-03: 感染症 [抜粋]

PS-03-03-01 代表的な市中感染症の原因微生物について理解している。

PS-03-03-02 代表的な医療関連感染の原因微生物について理解している。

PS-03-03-04 薬剤耐性の現状、代表的な薬剤耐性菌(メチシリン耐性黄色ブドウ球菌等)と抗菌薬適正使用等の予防策について理解している。

PS-03-03-06 代表的な市中感染症のリスク因子、感染経路・侵入門戸、病態生理について理解している。

PS-03-03-09 新興感染症等についてその感染経路を理解し、必要な感染対策を理解している。

PS-03-03-12 発熱患者への基本検査(血液培養2セット、尿検査・尿培養、胸部エックス線写真など)について理解している。

PS-03-03-18 標準予防策(スタンダード・プリコーション)、感染経路別予防策(飛沫感染予防策、接触感染予防策、空気感染予防策等)が必要となる病原微生物、患者から医療従事者への病原微生物曝露を防ぐための個人防護具、予防接種等、医療従事者の体液曝露後の感染予防策について理解している。

#### GE-03: 人生の視点とアプローチ

##### GE-03-02: 小児期全般

GE-03-02-05 小児期の免疫発達と感染症の関係について理解している。

#### CS-02: 患者情報の統合、分析と評価、診療計画

##### CS-02-03: 検査(計画、分析評価)

CS-02-03-03 主要な臨床・画像検査(表6)の安全な実施方法(患者確認と検体確認、検査の合併症、感染症の予防、精度管理)を理解している。

#### CS-05: 医療の質と患者安全

##### CS-05-04: 感染制御

CS-05-04-01 医療関連感染症に関連したシステム(院内感染対策委員会、院内感染サーベイランス、感染制御チーム、感染対策マニュアル等)の役割や意義を理解して参加する。

#### SO-01: 社会保障

##### SO-01-05: 健康危機管理

SO-01-05-02 健康危機管理(感染症、放射線事故、災害等の有無)に関連する基本的な制度や法律を理解している。

#### SO-04: 社会の構造や変化から捉える医療

##### SO-04-03: 気候変動と医療

SO-04-03-02 自然災害(新興感染症を含む)が起きた際に必要とされる医師の役割を理解している。

### ※新型コロナウイルス感染症発生後、講座を設置した大学について(令和3年度設置)

東京医科歯科大学 統合臨床感染症学	今後も発生が予想される新興再興感染症や国際感染症に備えた人材育成を行う。
福井大学 感染症学講座(福井県寄附講座)	感染症専門医、感染症に強い医師、看護師といった医療従事者の養成を行う。



# アレルギー疾患に関する教育の充実について

## ◆ アレルギー疾患に関する教育の充実に向けた、積極的な取組をお願いします。

### ○アレルギー疾患対策基本法（平成26年6月27日法律第98号）（抜粋）

#### 第三章 基本的施策

##### 第二節 アレルギー疾患医療の均てん化の促進等

（専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成）

第十六条 国は、アレルギー疾患に関する学会と連携協力し、アレルギー疾患医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

##### 第三節 アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上

第十八条 国は、アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上が図られるよう、アレルギー疾患を有する者に対する医療的又は福祉的援助に関する専門的な知識及び技能を有する保健師、助産師、管理栄養士、栄養士、調理師等の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

### ○アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日策定）（抜粋）

#### 第3アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項

##### （2）今後取組が必要な事項について

イ 国は、医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師その他の医療従事者の育成を行う大学等の養成課程におけるアレルギー疾患に関する教育について、内容の充実を図るため関係学会と検討を行い、その検討結果に基づき教育を推進する。

#### 第5その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

##### （1）アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策に関する事項

イ 国は、保健師等の育成を行う大学等の養成課程におけるアレルギー疾患に対する教育を推進する。

※「保健師等」とは、保健師、助産師、管理栄養士、栄養士及び調理師等を指す。

38

# 老年医学に関する教育の充実について

## ◆ 老年医学に関する教育の充実に向けた積極的な取組をお願いします。

### ○経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～（平成29年6月9日閣議決定）

#### 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

##### 2. 成長戦略の加速等

##### （1）Society5.0の実現を目指した取組

##### ① 戦略分野

・健康寿命の延伸：**健康管理と病氣・介護予防、自立支援に軸足を置いた、新しい予防・医療・介護システムを構築する。**

### ○健康・医療戦略（平成26年7月22日閣議決定、平成29年2月17日一部変更）

#### 2. 各論

##### （2）健康・医療に関する新産業創出及び国際展開の促進等に関する施策

##### （3）健康・医療に関する国際展開の促進

・急速に少子化が進む中、我が国では、2025年までにいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となり、超高齢社会を迎える。そのため、国民一人一人の健康寿命

を延ばし、高齢者が生き生きと暮らしていくことのできる社会を築くことは喫緊の課題である。

#### 3. 施策の推進

##### （2）関係者の役割及び相互の連携・協力

##### （3）大学等の研究機関の役割及び連携・協力

・大学などの研究機関は、産学官連携の枠組みを通じて、健康・医療に関する新産業の創出、人材育成等にも寄与するように努めることが

期待され、国はこれらの取組が促進されるように努める。

### ○ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）

#### 4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

##### （2）健康寿命の延伸と介護負担の軽減

・健康寿命が延伸すれば、介護する負担を減らすことができ、高齢者本人も健康に暮らすことができるようになる。

このため、健康寿命の延伸は一億総活躍社会の実現にとっても重要であり、自治体や医療保険者、雇用する事業主等が、意識づけを含め、

個人が努力しやすい環境を整える。

また、老後になってからの予防・健康増進の取組だけでなく、現役時代からの取組も重要であり必要な対応を行う。

#### 5. 「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けた取組の方向

##### （2）世界最先端の健康立国へ

・健康・予防サービスは、高齢化の進展を背景に、需要の増大が見込まれる。また、若者も含め、個人の意識が高まるとともに、ニーズが多様

化しており、今後の成長余力が大きい分野と考えられる。従来からの医療、介護サービスについても、IoT等の活用により、その質を飛躍的に高

めることができる。

#### 6. 10年先の未来を見据えたロードマップ

・高齢者等については、「健康を長い間維持するなどして安心して生活できる」よう、「高齢者に対するフレイル（虚弱）予防・対策」、

「障害や難病のある方等が自立し、社会参加しやすい環境づくり」及び「地域課題の解決力強化と医療・福祉人材の活用」に向けた対応策が必要である。

39

# 「虐待」に関する教育の充実について

◆小児・高齢者・障害者も含めた「虐待」に関する教育の充実に向けた、積極的な取組をお願いします。

## ○医学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）抜粋

### 第2章 学修目標

#### GE：総合的に患者・生活者をみる姿勢

患者の抱える問題を臓器横断的に捉えた上で、心理社会的背景も踏まえ、ニーズに応じて柔軟に自身の専門領域にとどまらずに診療を行い、個人と社会のウェルビーイングを実現する。

#### GE-03：人生の視点とアプローチ

GE-03-01-03 家族ライフサイクル・家族成員間関係・家族システムの視点で、患者・家族間の問題(虐待・ネグレクト等)を指摘できる。

## ○歯学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）抜粋

### C 社会と歯学

#### C-4 健康と社会、環境

##### C-4-3) 保健・医療・福祉・介護の制度

限られた医療資源の有効活用の視点を踏まえ、適切に保健・医療・福祉・介護を提供するために、関連する社会制度、地域医療及び社会環境を理解する。

C-4-3-5：虐待の防止に関する制度と歯科医師の責務を理解している。

### D 臨床歯学

#### D-5 基本的臨床技能

##### D-5-6) 小児の歯科治療

小児の歯科治療の特殊性を理解する。

D-5-6-10 小児の虐待の徴候と身体的所見を理解している。

##### D-5-7) 高齢者の歯科治療

高齢者の身体的、精神的及び心理的特徴と歯科治療上の留意点を理解する。

D-5-7-10 高齢者の虐待の徴候と対応を理解している。

(参考：虐待に関連する法律)

児童虐待の防止等に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

40

# 「慢性の痛み」に関する教育の充実について

◆慢性の痛み治療に関する診療科を超えた総合的な教育の充実(精神科医、臨床心理士等の多職種との連携を含む)が更に図られるよう、積極的な取組をお願いします。

平成22年9月 厚生労働省「慢性の痛みに関する検討会」

○慢性の痛み対策について(概要)【『今後の慢性の痛み対策について(提言)』より抜粋】

### 2. 慢性の痛みの医療を取り巻く課題

・痛みを専門とする診療体制や、そのために必要な制度、人材育成・教育体制も十分に整備されていない。

### 3. 今後、必要とされる対策

・医療者の育成(医師、看護師、介護士等)。

## 【医学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）】

### 第1章 医師として求められる基本的な資質・能力

#### GE：総合的に患者・生活者をみる姿勢 (Generalism)

患者の抱える問題を臓器横断的に捉えた上で、心理社会的背景も踏まえ、ニーズに応じて柔軟に自身の専門領域にとどまらずに診療を行い、個人と社会のウェルビーイングを実現する。

#### GE-01-06：緩和ケア

GE-01-06-01 緩和ケアの概念を理解した上で、全人的苦痛(身体的苦痛、心理社会的苦痛、スピリチュアルペイン)を評価できる。

GE-01-06-04 慢性疼痛の病態、経過、治療を理解した上で、その対処法・ケアを計画できる。

GE-01-06-05 患者の苦痛や不安感に配慮しながら、就学・就労、育児・介護等との両立支援を含め患者と家族に対して誠実で適切な支援を計画できる。

#### CS：患者ケアのための診療技能 (Clinical Skills)

患者の苦痛や不安感に配慮し、確実に信頼される診療技能を磨き、医療の質と患者安全を踏まえた診療を実践する。

#### CM：コミュニケーション能力 (Communication)

##### CM-01-02：患者の立場の尊重と苦痛への配慮

CM-01-02-01 患者や家族の精神的・身体的・社会的苦痛に十分配慮できる。

## 【歯学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）】

### 第2章 学修目標

#### D-3 頭頸部領域の疾患の特徴と病因

D-3-1-10-11 口腔、顎顔面領域の慢性の痛みの原因、症状及び治療法を理解している。

## 【「痛み」教育コンテンツ提供システム】

(平成23～25年度厚生労働省科学研究:慢性の痛み対策研究事業「痛み」に関する教育と情報提供システムの構築に関する研究班)

痛みに関する教育に使用するための教育コンテンツが下記URLにおいて公開されております。掲載URL: <https://www.itamikyouiku.jp/top.html>

41

# 障害者に対する医療や総合的なリハビリテーションに関する教育の充実について

◆ 障害者への合理的な配慮を含めた、障害者に対する医療や総合的なリハビリテーションに関する教育の充実に向けた積極的な取組をお願いします。

## ○第4次障害者基本計画（平成30年3月閣議決定）（抜粋）

### Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向

#### 6. 保健・医療の推進

##### 【基本的考え方】

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行う。また、入院中の精神障害者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進める。また、精神障害者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に関する取組を行う。

障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る。

また、優れた基礎研究の成果による革新的な医薬品等の開発を促進するとともに、最新の知見や技術を活用し、疾病等の病因・病態の解明、予防、治療等に関する研究開発を推進する。さらに、質の高い医療サービスに対するニーズに応えるため、AIやICT、ロボット技術の活用等による革新的な医療機器の開発を推進する。

あわせて、保健・医療人材の育成・確保や、難病に関する保健・医療施策、障害の原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を着実に進める。

#### (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保

- 医師・歯科医師の養成課程及び生涯学習において、障害者に対する医療や総合的なリハビリテーションに関する教育の充実を図り、障害に関する理解を深めるなど、資質の向上に努めるとともに、様々な場面や対象者に対応できる質の高い看護職員等の養成に努める。
- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図る。
- 地域において健康相談等を行う保健所、保健センター等の職員の資質の向上を図るとともに、障害者にとって必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図る。
- 発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を図るとともに、巡回支援専門員等の支援者の配置の促進を図る。

42

# 「在宅医療」に関する教育の充実について

◆ 「在宅医療」に関する教育の充実に向けた、積極的な取組をお願いします。

## ○医学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）抜粋

### 医学教育モデル・コア・カリキュラムの考え方

#### 3. 医学生に求めたいこと

幅広い視野を持つという観点では、患者一人一人がそれぞれに社会生活を営んでおり、在宅医療を含め医療現場で目にするのは患者の生活の一局面に過ぎないということを認識することも重要である。

#### 4. 医学教育に携わる各関係者をお願いしたいこと

今回の改訂で新規に追加した「総合的に患者・生活者をみる姿勢」に係る資質・能力の教育を実現・充実するため、地域の医療機関等に、在宅医療や各種保健活動も含め、各大学の実習等へ協力いただければ幸いである。

### GE：総合的に患者・生活者をみる姿勢

#### GE-02：地域の視点とアプローチ

##### GE-02-04：在宅におけるプライマリ・ケア

GE-02-04-01 在宅医療の現状と適応を踏まえて、その必要性や課題の概要を理解している。

GE-02-04-02 在宅における緩和ケアや人生の最終段階における医療、看取りの在り方と課題の概要を理解している。

### S0：社会における医療の役割の理解

#### S0-05：国内外の視点から捉える医療

S0-05-01-05 地域医療提供体制に関する諸課題の相互関連性の概要を理解している。

## ○歯学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）抜粋

### 歯学教育モデル・コア・カリキュラムの考え方

#### 3. 歯学生に求めたいこと

幅広い視野を持つという観点では、患者一人一人がそれぞれに社会生活を営んでおり、在宅医療を含め医療現場で目にするのは患者の生活の一局面に過ぎないということを認識することも重要である。

#### 4. 歯学教育に携わる各関係者をお願いしたいこと

今回の改訂で新規に追加した「総合的に患者・生活者をみる姿勢」に係る資質・能力の教育を実現・充実するため、地域の医療機関等に、在宅医療や各種保健活動も含め、各大学の実習等へ協力いただければ幸いである。

### C 社会と歯学

#### C-4 健康と社会、環境

##### C-4-3 医療・保健・福祉・介護の制度

C-4-3-7 地域における災害医療、在宅医療及びへき地医療の体制を理解している。

43

# スポーツ医学・歯学に関する教育の充実について

## ◆ 医学教育及び歯学教育において、スポーツ医学・歯学に関する教育等の充実に向けた積極的な取組をお願いします。

### ○医学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）抜粋

#### 医学教育モデル・コア・カリキュラムの考え方

##### 3. 医学生に求めたいこと

今日の医師に求められる役割の一つとして、予防医療がある。すなわち、医療全体を考えるにあたっては、病気の診断や治療だけではなく病気の背景を考え、また健康の社会的決定要因、スポーツ・運動や栄養・食育の重要性についても認識することが必要である。

#### GE：総合的に患者・生活者をみる姿勢

##### GE-04：社会の視点とアプローチ

##### GE-04-01：医学的・文化的・社旗的文脈における健康

GE-04-01-04 身体活動、スポーツ医・科学(競技スポーツ以外も含む)の知識や統計情報をもとに個人の生活活動を評価でき、本人や家族の生活や価値観も踏まえた上で活動や運動の支援を計画できる。

##### Ⅲ. 方略・評価の事例

##### 事例4. スポーツ医学

### ○歯学教育モデル・コア・カリキュラム（平成4年度改訂版）抜粋

#### 歯学教育モデル・コア・カリキュラムの考え方

##### 3. 歯学生に求めたいこと

今日の歯科医師に求められる役割の一つとして、予防医療がある。すなわち、医療全体を考えるにあたっては、病気の診断や治療だけではなく病気の背景を考え、また健康の社会的決定要因、スポーツ・運動や栄養・食育の重要性についても認識することが必要である。

##### C 社会と歯学

##### C-5 予防と健康管理

C-5-7 スポーツマウスガードによる外傷予防を理解している。

##### D 臨床歯学

##### D-5 基本的臨床技能

D-5-1-7 コンタクトスポーツにおけるマウスガード使用の必要性を理解している。

##### E 診察・診断と治療技能

##### E-5 基本的治療手技

E-5-2-8 スポーツにおける歯と口腔周囲の健康管理や安全対策が実施できる。

44

# 食育の推進について

## ◆ 食生活と疾病の関連等食育に係る教育等を行い、国民の食生活の改善と健康の増進に向けた積極的な取組をお願いします。

### 医学教育モデル・コア・カリキュラム 令和4年度改訂版 [抜粋]

#### GE：総合的に患者・生活者をみる姿勢

##### GE-03：人生の視点とアプローチ

##### GE-03-02：小児期全般

GE-03-02-04 小児期の栄養面での特性や食育について理解している。

##### GE-04：社会の視点とアプローチ

##### GE-04-01：医学的・文化的・社会的分脈における健康

GE-04-01-03 栄養やエネルギー代謝に関する知識や統計情報をもとに個人の栄養状態を評価でき、本人や家族の生活や価値観も踏まえた上で食生活の支援を計画できる。

### 歯学教育モデル・コア・カリキュラム 令和4年度改訂版 [抜粋]

#### 歯学教育モデル・コア・カリキュラムの考え方

##### 3. 歯学生に求めたいこと

今日の歯科医師に求められる役割の一つとして、予防医療がある。すなわち、医療全体を考えるにあたっては、病気の診断や治療だけではなく、病気の背景を考え、また健康の社会的決定要因、スポーツ・運動や栄養・食育の重要性についても認識することが必要である。

##### E 診察・診断と治療技能

##### E-5 基本的治療手技

##### E-5-2 歯科保健指導

E-5-2-4 食育指導を実施できる。

##### E-5-5 小児の歯科治療

E-5-5-4 年齢別の食事指導・間食指導の内容を評価できる。

#### 診療参加型臨床実習の内容と分類

##### E-5-2 歯科保健指導

##### I. 指導者のもと実践する課題

I b. 患者への診察として自験が期待されるが、困難な場合はシミュレーション等で補完できる課題

(\*：シミュレーターあるいは模擬書式上で実演する課題)

食事指導、食育指導

### 第4次食育推進基本計画 [抜粋] (令和3～7年度)

#### 第3 食育の総合的な促進に関する事項

##### 3. 地域における食育の推進

##### (2) 取り組むべき施策

(専門的知識を有する人材の養成・活用)

国民一人一人が食に関する知識を持ち、自らこれを実践できるようにするため、食育に関し専門知識を備えた管理栄養士や栄養士、専門調理師等の養成を図るとともに、食育の推進に向けてその多面的な活動が推進されるよう取り組む。(中略)あわせて、食生活に関する生活習慣と疾患の関連等、医学教育の充実を推進するとともに、適切な食事指導やライフステージに応じた食育の推進等、歯学教育の充実を図る。

# キャリア教育の推進について

- ◆ 医師・歯科医師としてのキャリアを継続させる生涯学習者としての能力を修得させるために、医学部生・歯学部生に対するキャリア教育の充実に向けた、積極的な取組をお願いします。

医学教育モデル・コア・カリキュラム 令和4年度改訂版〔抜粋〕

医学教育モデル・コア・カリキュラムの考え方

3. 医学生に求めたいこと

「多様な場や人をつなぎ活躍できる」ということは、これから起こる多様な求めや変化に応えるという受動的な側面だけでなく、医師として多様なキャリアパスが形成でき、多様なチャンスがあるということも意味する。

LL: 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

安全で質の高い医療を実践するために絶えず省察し、他の医師・医療者と共に研鑽しながら、生涯にわたって自律的に学び続け、積極的に教育に携わっていく。

LL-01: 生涯学習

LL-01-02: キャリア開発

LL-01-02-01 自身の職業観を涵養しながら、主体的にキャリアを構築していくことができる。

歯学教育モデル・コア・カリキュラム 令和4年度改訂版〔抜粋〕

歯学教育モデル・コア・カリキュラムの考え方

3. 歯学生に求めたいこと

「多様な場や人をつなぎ活躍できる」ということは、これから起こる多様な求めや変化に応えるという受動的な側面だけでなく、歯科医師として多様なキャリアパスが形成でき、多様なチャンスがあるということも意味する。

LL: 生涯にわたって共に学ぶ姿勢 (Lifelong Learning)

より安全で質の高い歯科医療を実践するために、絶えず省察し、生涯にわたって自律的に学びながら他の歯科医師、医療者と研鑽し続けるとともに、積極的に医療者教育に関わっていく。

LL-01 生涯学習に向けて自らの将来を構想し、自己主導型学習により常に自己の向上を図ることができる。

LL-03 医療の評価・検証とそれに基づく自らの行動を論理的、批判的に振り返り、生涯に向けた自己研鑽に取り組むことができる。

LL-04 生涯を通じて新しい知識や技術を学び続けることができる。

RE: 科学的探究 (Research)

社会に適応する医学を創造していくために、医学・医療の発展のための歯学研究の重要性を理解し、科学的・批判的思考を身に付けながら学術・研究活動に関与していく。

RE-01 自らの行動を論理的、批判的に振り返り、生涯に向けた自己研鑽に取り組むことができる。

【参考】

大学設置基準第42条の2

大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

※本規定は、平成22年の大学設置基準改正により、新たに設けられた。

平成22年2月25日公布 平成23年4月1日施行